

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第101回定例会・会議録

日 時 平成23年11月2日(水) 18:30～21:30

場 所 柏崎原子力広報センター 2F研修室

出席委員 浅賀、新野、石坂、伊比、川口、桑原、佐藤(直)、佐藤(幸)、
佐藤(正)、高桑、高橋(武)、高橋(優)、滝沢、武本(和)、
田中、徳永、中沢、前田、吉野委員
以上 19名

欠席委員 池田、大島、三宮、竹内、武本(昌)、渡辺委員
以上 6名

その他出席者 原子力安全・保安院
柏崎刈羽原子力保安検査官事務所 飯野所長 岡野副所長
熊谷保安検査官 吉村保安検査官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 磯部所長
新潟県原子力安全対策課 須貝課長補佐 安田課長補佐 井内副参事
柏崎市 須田危機管理監 駒野防災・原子力課長 名塚課長代理
村山主任 野沢主任
刈羽村 山崎総務課副参事
東京電力(株) 横村所長 長野副所長 新井副所長 嶋田副所長
西田技術担当 室星防災安全部長 臼井行政GM
佐野地域共生総括GM 椎貝地域共生総括G
山本地域共生総括G
(本店) 石崎原子力・立地本部副本部長
増井原子力耐震技術センター耐震調査GM
ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 井口業務執行理事 石黒主事
柴野職員 品田職員

◎事務局

お疲れさまでございます。始まります前にお配りしました資料の確認をさせていただきますと思います。最初に、委員さんだけにお配りしてございます資料でございますが、「質問・意見等お寄せください」という小さいペーパーでございます。次に、今日の101回定例会の次第でございます。次第の下の出席委員さんの欄でございますが、欠席委員さんが、池田さん、大島さん、武本昌之さんと書いてございますが、そのほかに三宮委員、竹内委員、渡辺委員が欠席ということでご連絡をいただいております。次に、「委員質問・意見等 第100回定例会（10月5日）後受付分」という小さいペーパーでございます。次に、原子力安全・保安院からの資料で、資料1、「前回定例会（平成23年10月5日）以降の原子力安全・保安院の動き」というものでございます。次に資料2、「福島第一原子力発電所に関する対応状況」という資料でございます。次に資料3、「文部科学省発表資料」でございます。次に資料4、「原子力安全委員会発表資料」でございます。次に、資源エネルギー庁の資料でございます。「前回定例会（平成23年10月5日）以降の主な動き」という資料でございます。次に、新潟県からの資料でございます。「前回定例会（平成23年10月5日）以降の行政の動き」でございます。次に、東京電力からの資料で、「第101回「地域の会」定例会資料〔前回10/5以降の動き〕」というものでございます。次に同じく東京電力からの資料で、「地域の会委員からのご質問に対する回答について」という資料でございます。次に、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 進捗状況のポイント」という資料でございます。次に、「Newsアトム防潮堤(堤防)の設置工事を始めました」という資料でございます。最後に、「Newsアトム福島第一原子力発電所の事故収束に向けた取り組み」という資料でございます。

以上でございますが、そろっておりますでしょうか。不足などございましたら、受付にお申し出いただきたいと思っております。

それから、いつもお願いしているところでございますが、携帯電話のスイッチをお切りいただくかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。また、傍聴の方、プレスの方をお願い申し上げます。録音される場合は、チャンネル4のグループ以外をお使いいただき、自席でお願いいたします。また、委員の皆さんとオブザーバーの皆さんには、マイクをお使いいただくときにはスイッチをオンとオフにさせていただきますようお願いいたします。

なお、委員さんだけにご連絡を申し上げますが、10月の運営委員会から運営委員さん以外の委員さんからも2名出席いただくことになっておりまして、10月からお二人の委員さんから運営委員会にご出席いただいております。11月の運営委員会にもお二人の出席を予定してございますので、出席をご希望の方がいらっしゃいましたら、今回の最後のところでお聞きいたしますので、お申し出いただきたいと思っております。

次の運営委員会の開催は、11月15日の火曜日の開催でございます。

それでは、第101回の定例会を開催させていただきます。

会長さんから進行をよろしくお願いいたします。

◎新野議長

それでは、101回の定例会を開かせていただきます。よろしくお願いいたします。

先回から、2名の一般委員さんが準運営委員さんのような形で、発言を伴って参加していただく形で参加いただきました。最後にちょっと感想を聞いてみたいと思うので、後ほどぜひお願いします。

では、早速ですが、前回からの動きに移らせていただきます。

東京電力さんお願いいたします。

◎長野副所長（東京電力）

こんばんは、東京電力の長野からご報告を申し上げます。

お手元の、「前回以降の動き」の資料をご覧をいただきたいを思います。

まず、不適合事象関係でございますが、公表区分のⅢが2件ございました。

1件目は、号機は定期検査中の7号機。内容は、緊急時に制御棒を駆動させる水圧制御ユニットの弁の不具合です。4ページに概略図がございますのでご覧をいただきたいと思います。

水圧制御ユニットは全部で103体ございますが、定期検査中の動作確認において、そのうちの1体の弁で不具合があったものです。不具合があった弁は、図の右のほうで、スクラムパイロット弁という弁がございますが、この弁でございまして、この弁はその右にあるスクラム弁、制御棒を押し上げる水を通る弁でございまして、その弁を開ける役目を果たします。この弁で不具合があったということでございます。

不具合発生時は、定期検査中でして、すべての燃料が原子炉にございませんでしたので、プラントの安全性に問題はなかったというものでございます。不具合の原因は調査中ですが、弁のほうは交換をして復旧をしております。

次に、6ページをご覧ください。不適合の2件目でございますが、号機は定期検査中の1号機。内容は残留熱除去系の弁の不具合です。残留熱除去系は、原子炉停止した後に燃料の崩壊熱を除去したり、非常時に原子炉水を維持するために原子炉へ注水する系統です。不具合のあった弁の写真を掲載していますが、動作不良が確認されたことから、分解点検を行って弁棒の一部等に変形を確認しています。写真の赤い丸をつけたところでございます。

変形の原因については調査中でございまして、今後、復旧を行ってまいります。なお、原子炉への注水機能でありますとか、原子炉の除熱機能は他の系統で確保されておりますので、プラントの安全性に影響はありませんでした。

次に、発電所にかかわる情報ですが、12ページをご覧ください。前回定例会で、7号機において漏えい燃料集合体が1体確認されたことを報告しておりますが、その後の詳細点検の結果、並びに漏えいの原因と対策についてお知らせをしております。

詳細点検の結果、12ページの上の図に赤丸で表示してありますが、漏えい燃料棒1本を確認しております。下の写真を見ていただくと、大きさが0.3掛ける0.7ミリの異物らしきものが確認いただけるかと思います。その下には拡大写真ということで、異物によって、こすれ跡を確認いただけるかと思います。よって、漏えい燃料は異物が原因で発生したと推定をしております。

対策でございますが、異物の混入対策の徹底、並びに来年度をめどに異物の補足効率を大きく高めた異物フィルタを開発して、計画的に導入する予定でございます。

次に、14ページをご覧いただきたいと思います。ご質問もいただいている件でござ

いますが、23年度の新燃料の輸送計画についてお知らせをしております。第3四半期に5号機、6号機の新燃料、合計で382体の輸送を計画をしております。なお、5号機の燃料は、先月、輸送を完了しております。

次に、18ページをご覧いただきたいと思います。23年度の使用済燃料等の輸送計画についてお知らせをしています。第4四半期に使用済み燃料152体を、青森県六ヶ所村にございます日本原燃株式会社のほうに輸送を計画をしております。

こちらの資料の説明は以上ですが、あとお手元に、A4、1枚物で、「地域の会委員からのご質問に対する回答」ということでお配りしております、こちらのペーパーでございます。こちらをご覧いただきたいと思います。

ご質問の内容は、非常用ディーゼル発電機の設置場所についてのご質問でございます。裏面に図示してございますが、1号機から4号機については、原子炉建屋の地下1階。5号機から7号機につきましては、原子炉建屋の1階のほうに設置をしてございます。

次に、お手元にNewsアトムを2枚お配りしておりますが、「防潮堤（堤防）の設置工事を始めました」というほうのNewsアトムをご覧いただきたいと思います。

これは、今日、新聞折り込みをさせていただいたNewsアトムでございますが、既に実施済みの津波に対する緊急安全対策に加えて、津波の浸入・衝撃から、敷地内の安全上重要な施設を守るため、堤防を設置する工事を、昨日11月1日に開始をいたしました。完成のめどは平成25年度、第1四半期を目指しております。位置と簡単な構造を表示してございますので、後でご覧をいただければと思います。

最後に、福島事故収束に向けた取り組み状況についてご報告申し上げます。

◎増井原子力耐震技術センター耐震調査GM（東京電力）

東京電力本店の増井と申します。本日もよろしくお願いたします。

それでは、お手元の「Newsアトム福島第一原子力発電所の事故収束に向けた取り組み」に基づきましてご説明申し上げます。

まず、基本的考え方でございますけれども、こちらの変更はございませんので説明は割愛させていただきます。

目標でございますけれども、前回から1点変更がございました。具体的にはステップ2でございますけれども、これまでステップ1終了から3カ月から6カ月の間に終了させるというふうに記載してございましたが、先般これに関しまして、より具体的な目標ということで、年内に達成すべく、全力で取り組むということにしております。

また、後ほどご説明いたしますけれども、ステップ2の終了がだんだん見えてきたということで、今後は中期的課題、具体的には廃止措置を行うまでの3年間程度でございますけれども、こちらにつきましても設備運営計画というものを策定して、国のほうに提出をしております。後ほど簡単にご説明をいたします。

それでは、個々の課題の取り組み状況ということで、以下に四つの代表的なものをあげてございます。まずは、毎回ご紹介をさせていただいております、現時点での放射性物質の放出量でございますけれども、1から3号機の合計で最大1億ベクレル、1時間当たり1億ベクレルというふうに評価をしております。

この評価方法でございますけれども、右側に写真がありますとおりに、原子炉建屋の上部で空気を吸い込んで、これをフィルタでとることによりまして、この中にどれぐら

いの放射性物質が含まれているかということをも1号機、2号機、3号機を行って合算をしたものでございます。

また、これとは別に、海に陸上からの既に放出された放射性物質の舞い上がり。この影響を低減させるために、海上で同じような空気中の放射性物質を計測してございまして、これを両方で評価したところ、大体1時間当たり1億ベクレル程度と考えていいのではないかということで、このようなご報告とさせていただいております。これは、ちなみに、事故当初から比べますと800万分の1ということになります。

これを敷地境界の被ばく線量に換算をいたしますと、最大で約0.2ミリシーベルト／年という形になります。ですが、もちろん既に放出された放射性物質の量の寄与がございまして、既に放出されたものを除染をしていかなければ線量は下がっていかないということになります。

その下でございまして、1号機の原子炉建屋カバーということでございます。工事開始が6月末ごろでございまして、これは10月14日の時点で天井のパネルをつけておるところでございまして、こちらに関しましては、10月28日をもって作業が完了をいたしました。3号機、4号機にも同等のカバーをつけることを検討してございまして、現在、建屋の上部に相当のがれきがございまして、こちらを取り除く作業を行っております。

次に、右上にまいります。原子炉の冷却に関してでございますけれども、引き続き、いわゆる循環冷却注水を行いまして、原子炉に注水を行っている状況です。原子炉圧力容器の底部の温度でございますが、こちらに10月17日時点というふうに温度が書いてございまして、昨日時点の温度について簡単にご紹介いたします。

まず1号機でございますけれども、55.6度でございます。2号機は77.4度、3号機は70.9度ということで、いずれも10月17日時点よりも低減をしております。特に1号機は55.6度ということで、非常にこの2週間温度が下がっているものでございます。

また、右に写真がございまして、この循環冷却注水の中の重要な装置の一つであります塩分除去装置でございますけれども、こちらを増強してございます。

下にまいります。遮水壁の工事に着手しますということでございます。こちらに関しましては、敷地の中の放射性物質が海洋に流出するのを防ぐために、右側の断面図を見たいのではありませんけれども、金属性の板深さ22から23メートルのものを打ち込んで、長さとしては海岸方向に800メートルぐらいあるものでございまして、こちらの工事に着手をしております。

それで、引き続きまして、もう一つの資料でございます資料1と書かれているものでございまして、「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 進捗状況のポイント」というものでございます。この中で、19ページを開いていただけますでしょうか。

19ページに、中期的課題への対応ということで書いてございます。こちらに小さな図が書いてございまして、ちょっと見にくいので、正面のスクリーンに、より大きなものを写してございます。こちらに関しましては、原子力安全・保安院から事業者向けに、

中期安全確保の考え方について適合性を指示するという指示をいただきまして、それについて、対応している状況についてご説明したものでございます。

指示の全貌は、こちらの正面のOHPに記載しているものでございますけれども、この中で、特にこの資料で申しますと下から3行目に書いてございますが、特にステップ2の終了のために必要な循環冷却注水、こちらに関して関係するような事項について報告を10月17日にしてございます。

具体的には、非常に小さくて恐縮なのですが、放射性物質の処理の状況ですとか、格納容器の状態、窒素の封入の状態でございます。少し小さいのですが、格納容器の左側のところに、圧力容器、格納容器のホウ酸の注入設備ということで書いてございまして、これは今後、原子炉が臨界に至るのかどうかということの評価した上で、万一臨界になった場合にはどのような措置が講じられるのかということに記載して、国に提出しているものでございます。

残りのものに関しましては、今後、順次、計画をまとめて国のほうに報告することとしてございます。

それで、最後でございますけれども、同じ資料の9ページ目をお開けいただけますでしょうか。こちらに格納容器のガス管理システムというのがございまして、恐らく前回のNewsアトムの中でご紹介したものだというふうに思っております。本日、ニュースで福島第一の2号機で、核分裂性の希ガスが見つかったということで、臨界かというような見出しでニュースで紹介されております。こちらの状況について、簡単にご説明を申し上げます。

まず、こちらの設備でございますけれども、格納容器の中のガスを、このブロアーという排風機で引いて、このフィルタで放射性物質を取って外に出すという設計でございます。このフィルタで、放射性物質がどれぐらい取られるかということなのですが、少なくとも99%ぐらい取られるというふうになっておりますし、実際このフィルタと入口と出口で確認したところ、99%を超える除去効率が得られています。

それで、この下流に、モニタリング装置というのがございまして、本日と申しましても夜半でございますけれども、昨日、採取したガスをこのフィルタを分析したところ、希ガス、具体的にはキセノンの133という核種ですが、これは半減期が5日程度でございます。もう一核種はキセノンの135ということで、これ半減期が9日でございます。こちらに関しましては、基本的には核分裂が起こったことを示すというふうな考えでなるかと思っております、現時点で調査をしているところです。

核分裂と申しましても、大きく、未臨界状態で核分裂が行われている場合と、臨界状態で核分裂が行われている場合がございまして。未臨界状態と申しますのは、あくまで核分裂生成物、核分裂性物質が核分裂を行っていくのですけれども、その核分裂性、核分裂の数が、時間がたつに従ってだんだん、だんだん数が減っていくようなイメージで考えていただければいいかと思っております。これに比べまして臨界の場合は、その数が維持されるということで、同じペースで進んでいくということでございます。

それで、これはどちらの状態なのかというのを、現在、得られたデータから評価をしているところでございます。ただ臨界と申しましても、原子炉の中で溜まっている燃料の固まり、これら全体が臨界になったとは考えておりません。なぜならば、この炉の中

の圧力ですとか温度。こういったものを評価をしております、こちらには顕著な変化はございません。

そういった状況もございますけれども、現在、評価をしておりますが、念のために、今朝方480キロのホウ酸を原子炉の中に入れてございます。この480キロの原子炉は、いかなる状態でもこちらの臨界を停止すること、阻止することができるというぐらいな量でございます、こちらは480キロという数字に関しましては、先ほどの施設計画の中で、あらかじめ評価をいたしましたのでございます。

というような状況でございますので、こちらのほうは進展がありましたら、また必要に応じて、こちらの会でご紹介させていただければというふうに考えてございます。

説明については以上でございますけれども、引き続き、福島第一の安定化に向けて全力を尽くしてまいります。ありがとうございました。

◎新野議長

ありがとうございました。

原子力安全・保安院さん。お願いします。

◎飯野所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

こんばんは、原子力安全・保安院柏崎刈羽事務所の飯野でございます。

本日、資料を4種類用意しております、資料1、資料2、資料3、資料4なのですが、ちょっと前回から資料が少し多くなっておりますけれども、会長ともご相談をしまして、いろいろご関心がある方がやはり多いのではないかとございまして、しばらく、少し持って帰るときに、資料重くなりますけれども、ちょっと当面、資料をできる限り配りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、まず資料1でございますが、「前回の定例会以降の保安院の動き」ということでございます。

まず1番目ということで、今、東京電力さんのほうから少し説明がありましたけれども、7号機の漏えい燃料の発生の原因と対策ということでございまして、こちらの資料が3ページから保安院の発表資料が添付してございます。内容は、今、説明があった内容でございまして、私も含めて、検査官が現場を立ち会っております、実際の確認作業も見ておりますが、この原因と対策について、適切であるという確認をしております。今後、対策についての実施状況について、保安検査等でしっかり確認していきたいということでございます。

それから、2番目でございますけれども、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令等の一部改正でございます。こちらは、福島第一原子力発電所事故が起きまして、3月30日に緊急安全対策を指示しているところなのですが、こういった対策の省令上の位置づけを明確にするということでございまして、資料の5ページ目につけてございますけれども、特に津波のところなのですが、これを5ページ目の2ポツの(1)のところメインでございますけれども、津波のところを抜き出して、そこを特記する形で技術基準を省令に書き下していると。そういう改正をしたということでございます。

具体的な改正内容は、ちょっとすみません、その6ページ以降、少し細かい字で申しわけないのでございますけれども書いてございますので、後で見ていただけたらというふうに思

います。

それから1ページ目に戻っていただいて、3ポツの緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等に関する結果報告の調査ということでございまして、この緊急安全対策の報告書でございます。こちらの報告書が出てきたのですけれども、また改めて徹底した調査を行うように指示をしていて、その資料が13ページのところがございます。

その報告書の確認ということで、一部、東京電力の調査報告に対しても、ヒアリングをした結果が16ページ目のところを書いてございますけれども、もともとその確認内容は誤りが、福島第二原子力発電所のほうであったということだったのでございますけれども、その適切な確認が行われたかどうかということについて、再度、確認、それから不適合関連のところについての確認を再度求めたということでございまして、これは東京電力さんだけではなくて、ほかの電力会社も含めて、その調査・確認を求めているということでございます。

それから、1ページ目に戻っていただきまして、4ポツの平成23年東北地方太平洋沖地震の知見を踏まえた耐震バックチェックの再開ということでございます。こちらは、今回の地震で得られた知見があるということでございまして、これを耐震安全性に生かしていくということで、耐震バックチェックを再開するというところでございます。

資料が19ページ目からございますけれども、こちら、特に今回21ページ目のところに検討のポイントとありますけれども、今回、海溝型の地震であったということであるとか、あるいは②のところの長周期と短周期の波が上長したということであるとか、あるいは、正断層型の地震も発生している。こういったことがわかりましたので、新たに得られた知見を活用して、バックチェックしていくということです。まずは、専門家の意見を聴取するというところで、意見聴取会を開催していくということになってございます。

それから1ページ目に戻っていただいて、5ポツでストレステストの関係でございませう。ストレステストにつきましては、10月28日に、25ページ目から資料をつけておりますけれども、29ページ目のところで、関西電力の大飯発電所3号機でございませうけれども、こちらで1次評価の評価が関西電力から提出されたという動きがございました。

引き続き、保安院において評価をしていくということですが、今後いろいろな海外の知見なんかも生かしていく必要があるだろうということでございまして、戻っていただいて25ページ目のところですが、海外の専門家を招聘したストレステストの国際セミナーを開催するというところでございます。こちら、東京で開催するのですけれども、参加者がこれを見ることができるとということでございまして、定員300名なのですが、10月28日からこれ発表したときから11月11日まで申し込み募集をしているということでございますので、そちらもご案内させていただきます。

それから、2ページ目でございますけれども、「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」の提言を受けた再発防止に向けた取組方針に基づく対応ということでございまして、こちらのほうは、前回もご説明させていただいてまして、資料は31ページでございます。

後で資源エネルギー庁のほうからも説明あると思っておりますけれども、9月30日に第三

者委員会の最終報告が出されまして、それを受けて、再発防止に向けた取り組み方針というのを10月4日に発表しています。これは前回ご説明させていただいたのですけれども、この方針に沿って対応していくということでございまして、この31ページ目にありますが、二つございまして、一つは、これ保安院と資源エネルギー庁、それぞれ別々にシンポジウムの運営に係る行動規範というのをつくっております。

それが、内容が33ページ目以降にありまして、基本原則、公正性、透明性とか、あるいは中立性の立場からの情報提供であるとか、あるいは科学的正確性と分かりやすい説明だとか、そういう原則であるとか、あるいはそのシンポジウムの定義がなされていて、その後にその規範ということで書かれております。

こちらの規範では、まずは原則として保安院自らがシンポジウムを主催するであるとか、あるいは、その主催しない場合であっても、積極的に対応はするのですけれども、留意点があるとか、そういうことが書き下されているということでございます。

あるいは、その規範で34ページの3ポツのところですが、その偏った働きかけをしないと、あるいは事業者の不適切な行為には中止・是正を指導するとか、そういったところが規範として書かれているということでございます。

こちらの規範に沿って、これからやっていくわけですが、そのもう一つ、31ページ目に書いてございます、アドバイザー・ボードの設置ということでございまして、こちらが36ページ目にございます。これは保安院のアドバイザー・ボードということでございます。

アドバイザー・ボードの任務といたしまして、先ほどご説明した行動規範への助言アドバイスであるとか、あるいは、地元に対する広報・広聴のあり方の検討、それからシンポジウム等の運営方法のチェックということです。

委員が書いてございますけれども、新野会長にも委員になっていただいております、この5名の方が委員ということで、予定といたしましては、9日、来週になりますけれども、第1回の会合を開くということでございます。

それから、ほかの情報といたしまして37ページ目でございますけれども、3次補正が閣議決定を、これ10月27日だったと思っておりますけれども、されております。ちょっとそこは不確かで。10月末に三次補正予算が閣議決定されておまして、特に今日、防災のお話があると思っておりますけれども、こちらの国のほうの原子力防災体制の徹底した補強事業ということで、特に現行のオフサイトセンターの施設でありますけれども、通信であるとか、あるいは生活環境の維持のための食料とか水を、当面その対策がとれる間の分を備蓄したり等々の補強を図るという、予算が、今、国会でこれから議論されますけれども、閣議決定されたということでございます。

それから、資料2でございますけれども、「福島第一原子力発電所に関する対応状況」でございます。ちょっと長くなって申しわけないです。

1枚めくっていただいたところが1ページ目になってございまして、まず10月7日でございますが、この事故時の運転操作手順書の件でございますが、これ9月27日に法律に基づいた報告を求めておったのですけれども、その後提出されて、公開の可能な範囲についての報告を、この10月7日に受けたということでございます。

10月7日は2号機、3号機でございまして、1号機については10月3日に報告を

受けているということです。

10月14日に、公開することについての東京電力への通知をしたということで、2号機、3号機は今日通知したということになっております。

それから、10月14日の二つ目でございますが、この事故時運転操作手順書について、公開によって安全上の支障等が生じる場合には、その範囲を停止するように求めたり、それから、3ポツ目でございますけれども、この手順書でどのような対応が可能であったかということについて、調査をして報告を求めたということでございます。

それから、10月17日は、原子力災害対策本部。先ほど東京電力さんのほうからご説明ございましたけれども、ロードマップが改訂をされたということでございます。

それから、めくっていただいて、2ページ目のところでございますけれども、保安院で、「福島第一原子力発電所事故の技術的知見に関する意見聴取会」が設置されまして、24日に第1回が開催されております。第2回が11月8日に開催される予定ということで、参考資料19ページから21ページ目につけております。

それから、その次のポツのところは、これは先ほど東京電力さんからご説明がありましたけれども、「中期的安全確保の考え方」について示していただくということで、こちら、報告を受理して、10月22日に意見聴取会が開催されたということでございます。

それから、10月20日でございますけれども、保安院が6月6日に発表した福島第一原子力発電所の1号機、2号機、3号機の炉心の状態の評価ということでございます。こちらに一部、データの誤りがあったということです。

8月26日には、この発電所と、それから広島に投下された原子爆弾から放出された放射性物質に関する試算値というものがありますけれども、こちらはこの6月6日の報告書を引用していましたので、こちらで訂正するということになっていまして、資料は25ページ目から29ページ目までにつけてございますけれども、正誤表となっておりますけれども、修正ということになってございます。

それから、10月24日に、先ほど説明しました操作手順書の関係なのですけれども、衆議院の科学技術・イノベーション推進特別委員会から、9月12日に資料提出要求があったのですけれども、そのうちの一部を10月24日に提出したということでございます。

あと、福島関係のプレス発表とか会見資料をつけてございますので、時間のあるときに見ていただけたらと思います。

それから、資料3が「文部科学資料」で、これはモニタリング関係でございますのでこちらで後ほど見ていただきたいと思います。

それから、資料4が、「原子力安全委員会の発表資料」ということでございまして、これは、昨日行われた指針検討ワーキンググループの資料でございまして、今日、新聞等でいろいろ報道されておりますけれども、その資料でございまして、後で少し紹介させていただきますけれども、以上、資料ということで提出させていただきます。

少し長くなりましたけれども、保安院からは以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございました。

では、続きまして、資源エネルギー庁さんお願いいたします。

◎磯部柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁の柏崎刈羽事務所の磯部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料を配らせていただいております。最初の2ページ分が、前回以降の主な動きを箇条書きに整理させていただいたものでございまして、3ページ目以降は、個別の参考資料ということとしてご覧いただきたいと思っております。

まず、1ページ目の上の一つ目の黒い四角に書いてございます、原子力発電に係るシンポジウム等でございますが、今、保安院のほうからも説明がございましたが、いわゆる、やらせ問題の流れの中での対応でございます。10月4日に経済産業省として、この問題について再発防止に向けた取り組み方針を発表しておりますので、それに基づきまして、その再発防止に関する具体的な対応策として発表したものでございます。

先ほどの保安院さんの説明とかぶりますので、ちょっと個別の内容は省略させていただきたいと思っておりますが。すみませんページ打ちがしていないのでございますが、7ページ目にこの関係のアドバイザー・ボードの設置についてということで、資源エネルギー庁分としての趣旨についてまとめさせていただいております。

基本的な考え方は、先ほどの保安院さんのものと同じでございますが、委員が保安院さんのものとは別でございまして、第1回のアドバイザー・ボードを一番下にございますが11月10日に開催を予定しているところでございまして、保安院は先ほど11月9日ということでございますが、資源エネルギー庁のアドバイザー・ボードにつきましては、この日に開催を予定しているところでございます。

7ページ目というよりも、7枚目という意味で、7枚目に資源エネルギー庁分のアドバイザー・ボードの設置についてというものがございまして、すみません。

1枚目にお戻りいただきまして、二つ目の原子力・エネルギー政策の見直し等でございます。前回からお話をさせていただいておりますが、国では、今、三つの委員会で、それぞれに調整を図りながら検討を進めているところでございます。

まず一つ目の、革新的エネルギー・環境戦略ということで、内閣官房の国家戦略室が中心となって議論を進めているものでございます。11月1日に第4回のエネルギー・環境会議、これは閣僚レベルの会議でございますが、開催をされております。今日の新聞報道などでも、この関係の報道がございました。

二つ目のポツのところに、今冬の電力需給対策及びエネルギー供給安定行動計画（案）についてというものがございまして、今年の冬については、特に関西電力で10%の削減計画、九州電力のほうでは5%の削減計画ということが報道されておりますが、その関係についてこの会議の中で議論をされ、発表されているところでございます。

そこに参考として、コスト等検証委員会とございますが、エネルギー・環境戦略会議の中に、電力等の発電コストの検証をするための、この戦略会議の下に、子どもの委員会としてこの委員会を設置してございまして、これまで2回ほど開催をしているところでございます。国家戦略室のホームページに、会議の動画公開もされております。

それから、次に原子力政策大綱の関係でございますが、10月26日に第8回の会議が開催されてございまして、安全性とかコストについての議論がされたところでござい

す。原子力委員会でも、参考にございますが、原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会というものを別途設けまして、ここでより詳細な技術的な検討を、前回以降、3回の会議が開催されているところでございます。

それから、1ページ目の一番下のところに、エネルギー基本計画とございますが、これは資源エネルギー庁が総合資源エネルギー調査会の基本問題委員会で議論を進めているところでございますが、10月26日に第2回の会議を開催しております。この会議では、個別の委員からそれぞれ発表をしていただきまして、エネルギーのベストミックスを考える視点で、いろいろ議論をしていただいたところでございます。

次に除染の関係でございます。10月29日に環境省から放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設の基本的な考え方が発表されております。これに関しては、細野環境大臣が福島の実地のほうに出向きまして、地元の首長様にこれについて、今後のロードマップも含めまして、いろいろ説明をしたところでございます。

それから最後、その他でございますが、参考情報として書かせていただいておりますが、食品安全委員会から、厚生労働省への食品中に含まれる放射性物質の評価についての答申という形で出されまして、今後、厚生労働省で議論をされることになると思います。東日本大震災災害復興特別区域法案とか、あるいは復興庁設置法案の閣議決定がされておまして、やや遅いタイミングになりましたが、徐々に復興に向けた具体的な法的な整備も進んでいるような状況になりつつあると思います。

参考資料をつけさせていただいておりますが、先ほど7枚目がアドバイザー・ボードということでございますが、7枚目の裏面以降が、11月1日にエネルギー・環境会議で議論された、この冬の電力需給対策及びエネルギー需給安定行動計画の概要でございます。

それから、最後から2枚目でございますが、資源エネルギー庁のホームページのコピーでございますが、総合資源エネルギー調査会で、エネルギー基本計画の見直しを進めているところでございますが、新しいエネルギー基本計画について、広く国民の皆さんから意見を募るということをホームページで行っておりますので、ご覧いただきたいと思っております。特に締め切り等は、この中では設定はされておられません。

前回以降の動きとしましては、以上でございます。ありがとうございます。

◎新野議長

ありがとうございました。

新潟県さんお願いします。

◎須貝原子力安全対策課長補佐（新潟県）

ごめんください。県の原子力安全対策課の須貝と申します。

新潟県と右肩にふってありますペーパーに沿いまして、主なポイントをご説明させていただきます。

1番目、安全協定に基づく状況確認につきましては、10月7日に7号機について3つのポイントを現場確認しております。

それから、10月17日に原子力発電所周辺環境監視評価会議を開催しておりますが、囲みの中にいただいた評価が書いてありますけれども、放射線の関係につきましては、22年度におきましては、発電所からの周辺環境への影響は無視できるものと判断した

と。そしてまた、温排水につきましては、特異な傾向は認められなかった、今後も調査を継続して長期間にわたる情報の蓄積を図り、検証する必要があるというように評価されております。

お聞きいただきまして、2番目の福島原子力災害を踏まえた対応についてでありますけれども、原発の安全対策ということで、第3回の技術委員会を10月22日に開催をしています。福島の原子力災害の状況についてと、それから柏崎刈羽原発の津波対策の進捗状況についてと、それからストレステストについてという三つが論点になっております。

(2)の、原子力発電所の防災対策についてですけれども、ここに書いてあるとおりののですけれども、この関係につきましては、昨日国の防災指針検討ワーキンググループから、防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方が基本的に了解されたことを受けまして、新潟県における原子力防災対策重点地域の考え方について、市町村関係機関等に意見照会の上、原子力防災部会で年内に議論する予定となっていると、今日知事が記者会見で述べております。

(3)の、放射線・放射能の監視につきましてですが、これは事故以来強化をして、一生懸命取り組んでいるところであります。

次、右側のページの文科省の航空機モニタリングの結果を踏まえた補足調査ですが、これ先ほど、保安院さんの資料の3番にも詳細、文科省からの公表資料がついていましたけれども、10月12日に文科省が航空機モニタリングの結果を公表しました。これを受けまして、地表面のセシウム沈着量が比較的高いとされた県内の17市町村について、モニタリングカーと土壌調査を現在、実施しているところです。11月中旬までに調査を実施しまして、結果がまとまり次第、公表することというふうにしております。

閉じていただきまして、最後ですけれども、来年1月1日から放射性物質汚染対策特措法というのが施行される予定となっていて、放射能の監視測定、それから廃棄物、それから除染等について法律が施行されるわけですけれども、これに対して環境省が意見を10月26日まで募集をしておりました。法律の決めの中にある骨子と、それと省令の一部なのですけれども、これに対しまして、県といたしましては従来から原子力発電所内で管理されている放射性廃棄物と同じレベルで、基準とか取り扱いとかを規定することといったようなことについて、要望を提出しております。

あとは2点、報道発表しておりますけれども、ここに記載のとおりです。後で一度ご覧いただきたいと思っております。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

柏崎市さんお願いします。

◎須田危機管理監（柏崎市）

柏崎市危機管理監の須田でございます。

私も柏崎市は、新潟県さんのほうで、ご報告を今いたしましたように、月例の状況確認等、県それから刈羽村と一緒にやっております。それから、環境監視の評価会議でございますが、柏崎市も委員として市長が出席しております。そういうふうな状

況のでございます。

それから、技術委員会等につきましても、私どもも一緒に参加、出席して情報を収集しているということでございます。柏崎市独自の活動、行動というものは、特にこの間はございませんでしたので、ご報告させていただきます。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。

それでは刈羽村さんお願いします。

◎山崎総務課副参事（刈羽村）

刈羽村総務課の山崎と申します。よろしく申し上げます。

刈羽村におきましても、安全協定に基づく状況確認等、並びに県の技術委員会等においてその状況を確認しております。刈羽村からは以上となります。

◎新野議長

ありがとうございました。

ここまでで質問は。はい。

◎武本（和）委員

すみません武本ですが、東京電力に一つ、それから保安院に一つ質問します。

東京電力に対して、第一原発2号機の例のキセノンが出たという今朝からの報道ですが、まず今の説明で、キセノン135の半減期、間違っていないですか。9日というのは間違いではないですか。これが一つ。

それから、説明の中で、何カ所か出てきたと思うのですが、100度を割ったから冷温停止ですということをし繰り返して説明されていますが、冷温停止の定義を聞かせてください。柏崎原発が2007年の地震でとまったときに、冷温停止というのは翌朝のラジオ体操のころというのを聞いています。最後に止まったやつが。このときには、燃料も壊れないで、原発も大きく壊れない中で冷温停止という言葉を使ったと思いますし、今回の地震で、東海第二だとか女川の原発だとかも同様に、壊れない中でこういう言葉を使っているというふうに思います。

東京電力の福島第一の1、3号機については、炉心溶融をしている中で、こんな言葉の使い方いいのですかというのを、保安院を含めて、今日ここで答えろなんて言いませんが、何か問題が軽いといいましょうか、沈静化しているということ的印象づけるような、勝手な使い方のように思えて、その冷温停止という言葉の定義を、次回でいいですから教えてくださいということが一つ。

もう一つあります。同様の言葉の話なのですが、循環冷却という言葉が随所で使っています。お医者さんが循環器というのは、体の中でぐるぐる回るようなものを言うと思いますし、原発でも再循環系配管などというのは、入った水と出ていく水がイコールのときに使う言葉だと思います。

東京電力の福島第一原発の1から3号機までという言い方がいいのでしょうか。あの原発は、原子炉の中がどうなっているか知らないで、入れたものが戻って来ない。循環していないという状況で、なぜこんな言葉を使うのか。これも用語の定義として不適切ではないか。こういうことを指摘し、次回にでも、言葉を厳密に定義してくださいとい

うことを東京電力に言いたいと思います。

そしてこの問題で、何か今日、初めてわかったという理解のほうがいいのではないですか。新聞記事しか見ていませんが、今のガスですか、分析を始めたのが10月28日。これはどういう問題かいうと、昨日とったというか、11月1日最初のものがという、何回調べて、以前出てこなかったものが今回出たのか。そういうことが非常に問題になるはずなのに、大した現象ではないというような印象の説明があったもので、違うのではないかと。臨界が続いていても、今までわからなかったのではないかと。こういうふうな疑問を持ちますので、そこらについて、感覚的な話を今日、もうちょっと補足してもらって、後は調査しなければわからないということだと思いますので、非常に深刻だと私は思うので、そのことを言いたいと思います。

それから、時間の関係で、保安院それから、エネ庁のほうもありましたし、いろいろなところであったのですが、一つ気になるのが、バックチェックの見直しを、意見を聞く会を開きましたという話がありましたよね。私は福島原発ではっきりしたことは、この意見を聞く会とか審議会とかいう委員の構成。これが、公正ではないというか、委員の選任が客観性を持っていないのではないかと、そのことが、いろいろな問題の背景にある。そして最近では、ごく少数の批判を入れてお茶を濁すというような対応をしているように思えてならないのです。

それで、今、当面そういう問題意識がありますので、この何ページですか、保安院資料の23ページに20人ぐらいの委員がいますが、この人たちが、福島原発に今までどんな関わりをして、地震の評価を誤ったのか。こういう関心で見えています。なぜこの人を選ぶのか。選任基準といいたいでしょうか、委員を選定する基準、こういうものが非常に恣意的だというふうに思わざるを得ないもので、そういう基準を教えてください。さらに、この人たちが過去においてどういう過ちをした人なのかということ、明らかにしてくださいということをお願いしたいと思います。

以上です。

◎新野議長

四つか五つぐらいあったかな。

今、簡単にお答えできることがあれば。

東京電力さん。

◎増井原子力耐震技術センター耐震調査GM（東京電力）

東京電力でございます。

キセノンの135の半減期ですけれども、9時間でございます。もし私、9日間と申し上げたのであれば、私の間違いでございました。申しわけございませんでした。

それから、2点目でございますけれども、冷温停止の定義ですけれども、これは基本的に原子炉圧力容器の底部の温度が、概ね100度以下を安定的に下回っていることが一つ。もう一つは、格納容器から放射性物質の放出が管理されており、追加での放出量が大幅に低減されていることというのがあります。この二つをもちまして、冷温停止ということに。

◎武本（和）委員

柏崎の地震の時との関係で説明してくれませんか。柏崎の地震の時の冷温停止、ある

いは東海だとかの冷温停止とこの冷温停止は違うでしょう。

◎増井原子力耐震技術センター耐震調査GM（東京電力）

通常の運転時は、原子炉の中の冷却材の温度が100度を下回ることをもちまして、冷温停止というふうに称しております。それから申しますと、言葉は同じなのに、内容は違うのではないかと、非常にわかりにくいのではないかとというご批判があることは、重々何度か聞いております。しかしながら、この用語で、本部の方でだいぶ長らく使っております、海外向けのメディアもコールドシャットダウンと言っていますので、できればこの言葉で使っていこうかなと思っております。内容といたしましては、いずれにしても温度が安定的に下回っていて、放射性物質が外に出ないということでございますので、状態は違いますけれども、その意味する安全の観点では、あまり差がないのではないのかというふうに考えております。

それで3点目の、循環冷却注水というものでございますけれども、循環をさせているという意味は、原子炉建屋の地下の階に主に水がたまっておりまして、これを浄化をさせて、循環をさせてきれいにして、それをもう1回原子炉に注水するというところで、水が大きな、全長で4キロぐらいの配管を通じて、また原子炉のほうに戻ってくるということなので、循環という言葉を使っております。こちらも長らく使っております、こちらについては、あまり言葉が不適切ではないかという話は、あまり私ども聞いたことは、これまではございません。

あと、先ほどの、ガスの測定を何回したのかということでございますけれども、福島第一の2号機の格納容器内のガスは、一番最初に計測したのは8月9日でございます。その際は、先ほど申しましたキセノンの133、135については検出がされております。しかしながら、そのときの分析方法と今回の分析方法は異なっております。そのときは、小さなバイアル瓶と称しておりますけれども、ガラスの瓶にガスを採取をして、それを放射能を分析する機械にかけたということです。

今回はフィルタに30分ぐらい通気をさせて、フィルタで捕捉をさせて分析をしたということです。したがって、測定ができるかげんというものが、今回のほうが前回に比べて3けたから3けたぐらい低くなっています。したがって、その8月9日の時点で計測したときに、このような低いレベルのものが検出され、実際に発生していたのかどうかということに関しては、少し、今、わかりかねる状態でございます。このような測定をするのは、今回が初めてです。

先ほど紹介いたしました格納容器内のガスの管理システムでございますけれども、こちら10月28日から運転を開始しておりまして、10月28日の運転当日にも同様のサンプリングを行っております。

しかしながら、この際も瓶によるサンプリングを行っておりますので、今回フィルタを通して、ある程度、検出限界を下げるような形で計測をしたというのは11月1日の分が初めてでございます。

ちなみに申しますと、本日の昼にもサンプリングを行っておりまして、こちらも、現在、分析を進めているところでございます。

状況としては以上でございます。

◎新野議長

はい。

◎高桑委員

冷温停止ということ公表されても、今回の2号機のような危険性ははらんでいないというふうに考えてよろしいわけですね。そちらが使っている冷温停止という言葉の中には、私がイメージしたものは、本当にまさに冷温停止というようなイメージで聞いておりましたけれども、今の説明をお聞きすると、冷温停止という言葉を使っても、今回のような、少し心配なことが起こり得ることが十分可能性として含んでいるという意味で、冷温停止という言葉も使われているのだというふうに解釈していいのかということが一つと。

それから、2号機で今こんなふうに見つかりましたけれども、ほかの号機についてのフィルタの検出なんかはどうなっているのでしょうかという、その2点をちょっとお聞きしたいと思います。

◎増井原子力耐震技術センター耐震調査GM（東京電力）

今回の、このキセノンという核種の検出と冷温停止との関係でございますけれども、まずはこのキセノンという核種がどのような過程で出てきたものかというのを、今後、調査をいたします。

つまり、原子炉の中で、局所的に臨界が発生して、それに伴って出てきたものなのか、それとも未臨界の状態はこちらが出てきたものなのかということ、こちらの濃度とか、原子炉の状態をもって評価をいたします。

それで、基本的には先ほど私も申しましたとおり、原子炉全体、炉内全体が臨界になるような状態には至っていないと考えております。炉内全体は臨界ということは通常の状態の発電状態と似たような状態ですので、压力容器の内部の温度及び圧力が上がってまいります。今回はそういった事象が確認されておられません。したがって、臨界がもしあったとしても、局所的に一時的なものなのかというふうに考えております。

今後の、この事象と、結果がわかったときと冷温停止との関係でございますけれども、私どもとしては、基本的に先ほどの冷温停止の条件に照らしまして、この事象が大きく影響を与えるものではないのかと思っておりますけれども、結果を評価した上で、保安院さん、国とも相談をしながら、ステップ2の完了について検討をしていきたいというふうに考えております。

◎高桑委員

他の号機は。

◎増井原子力耐震技術センター耐震調査GM（東京電力）

はい。1号機、3号機でございますけれども、同様の管理システムを設置する予定にございまして、1号機について、タービン建屋について、今、準備中でございます。3号機に関しましては準備工事を開始してございます。

いずれも、年内に竣工いたしまして、稼働させる予定としてございます。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。

では、保安院さんに関しては次回でいいですね。

◎飯野所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

今わかりませんが、これは東京に確認させていただきますが、例えばこの会議、事前
に開催予定も、それから実際のその内容の資料とか、それから議事も公開するというこ
とになっています。

あと、今後のプロセスとしても、その後、原子力安全委員会のほうにも報告していく
ということですので、いろいろなステージで検討をされるということではあると思いま
す。基準、ちょっとあるかどうかですけれども、本院のほうに確認をさせていただきた
いと思います。

◎新野議長

お願いいたします。

では、よろしいでしょうか。

◎徳永委員

徳永でございます。押しているのに申しわけありません。

報告のあった東電さんのこちらですね。T.P東京湾平均海面。どうも違和感がある
のですけれど。素朴な質問からすれば、毎日見ているあの、海面の高さでいいのですよ
ねというのが一つ。

それから、15メートルラインまで、これから防潮堤の工事をされるのですが、その
間にもしもということがあると、ご覧のように左上にありますように、T.Pマイナス
2.7、1号機から4号機ね。5号機から7号機はプラス12.3ですけど、15メート
ルには至らないということは、この非常用ディーゼル発電機を、例の津波が、海水が入
らないように施すのか、あるいは高いところに移動するのか。どちらの考えなのでしょ
うかというのが東電さん。

もう1点、保安院さんにお聞きしたいのですけれど、最初の資料1で説明があったバ
ックチェックの中の、21ページの検討のポイントという説明がありましたけれど、そ
の一番最後の行。「未解決になっている事象についても、早急に評価を行うこととす
る。」これ全部を読みますと、私の頭の中では東京電力が夏ごろ報告した、断層はあり
ませんというのでしたけれど、それ以外に、この場でもよく話題になる、例の断層、そ
れも評価するのかなと私は勝手に想像したのですけれど、そういう意味なのかを確認し
たいと思います。すみません2点。

◎新野議長

では、東京電力さんからよろしいですか。

新井さんお願いします。

◎新井副所長（東京電力）

発電所の新井でございます。

T.Pの話でございますけれども、ちょっと馴染みがないということでございますけ
れども、もう大幅、概ねその海面の高さであるというふうに考えてもらってよろしいか
と思います。おっしゃるとおり、東京ポイントということございまして、東京湾平均
海水面、高さでございます。

それから、ディーゼル発電機の高さ位置でございますけれども、これはもし万一とい
うことを考えましても、私ども緊急安全対策ということで、既に4月中に対策を取って

ございますけれども、万が一、仮に1Fのように、その全交流電源が喪失した場合であっても、津波が引いたあとに電源車を持って行って、電源板のところは室内の止水、重要施設を守る止水はしてございますので、そこにケーブルを引いて、電源を復旧すると。最低限の電源を復旧するといった対策は既にやっております。中期の対策といたしまして、そういった電源を引き回すという手間が省けるように、高台に緊急の高圧配電盤を置いておきましたり、また大容量のガスタービン、空冷式のガスタービンの発電機を設置したりということも考えてございます。

さらに、防潮壁、特に運転中でした1号機の周りにつきましては、防潮板を既に配置をしておりますし、信頼性を高めておりますし、順次、防潮壁というものをリアクタービルの横に壁をつくってまいります。さらに、海域に面した全面に、防潮堤、堤防というものもつくっていく計画でございます。これは既に着工をいたしております。

◎新野議長

この位置を移動するのではなくてということですよ。

これを守る対策をしているというふうな、ご報告でよろしいですよ。

◎新井技術・広報担当（東京電力）

そういうことでございます。

◎新野議長

所長お願いします。

◎横村所長（東京電力）

発電所長の横村でございます。

もうちょっとわかりやすく言いますと、対地震ということで見ますと、このディーゼル発電機のように、なるべく地表面から離れないところで、なるべく低いところにあったほうがよいと。それから対津波ということで考えますと、高いところにあったほうがよいということで、これまでは地震ばかりで下でしたので、津波のところは高台に、今、新井が申しましたような、ガスタービンの発電機だとか、そういったものを置いたというところでございます。

◎高橋（優）委員

高橋と言いますが、前回、私が質問をしたことだったので、私これでもって済まそうかと思っていたのですが、今、地震、津波対策と言われたのですけれども、私この前、笑いに笑えない話をして言ったのですが、1966年の12月に着工した福島第一原発というのは、当時は東京電力さん、原子力発電に対するノウハウはあまり持っていなかった。だから、このときの設置から工事は、全部、GEがやられたわけですよ。GEは当初35メートルのところに設置をしようというところだったのですが、わざわざGLを下げて、何メートルだったかちょっと忘れたのですが下げたのですよ。その理由があるわけですよ。

当時、東京電力の中には、電力会社は電力をつくる場所だから、電力を使うところではないと。つまり、高いところにつくると、つまり1秒間に25トンという冷却水が必要な電力を使わなければいけないわけでしょう。それがあったから、わざわざ掘削して低い、最下階に持って行ったわけでしょう。そうすれば、電力を使わなくても冷却水が簡単に取れると。そう考えたから、わざわざ最下階につくってしまった、今回のよう

な大きな事故になってしまったわけでしょう。

今回の柏崎の場合には、全くそのGEがやったものではなくて、改良されて設計されたのでしようけれども、それでもかなり深く、この原子炉建屋を掘ってしたのは、海面にできるだけ非常用発電機を近づけることによって、コストを使わないという。これが設計思想であったのではないですか。

この前の定例会議のときに、横村所長さんは委員の質問に対して、「35メートルのところに淡水をためる工事をしている」というふうに言われていましたけれども、もともとそういうところにつくっておけば、この津波に対する地震だとか津波だとかの対策は、設計当初からできた、建設当初からできていたわけですよ。ところが笑えない話として、最地下階につくってしまったために、今回のような大きな事故になってしまったことを、やはりきちんと話ししていただきたいと思うのです。

そのことは、当時、キータン方式といって、要するに自転車が納入されたときに、東京電力さんはキーさえ回せばいいと、そういうコストがかからない、そういう原子力発電のつくりかたをしたわけですよ。だから今回のような事故を招来してしまったと、そうは言えないのですか。

◎横村所長（東京電力）

ご指摘ありがとうございます。発電所長の横村でございますが。

まず、福島の方のDGの位置でございますけれども、ご指摘のとおり、やはり福島も非常に重たいディーゼル発電機というものを、耐震上どういうふうに考えて設置するか。それから、そこからケーブルをどう引き回して、原子炉の最地下階にあります非常用の炉心冷却系のモーターに給電するかというのを考えまして、やはり下にしておりまして。明らかにやはり、津波が想定以上に来ないということを前提にした配置になっております。やはり地震優先という形になってございます。

この柏崎のほうも、いろいろと原子炉建屋に持ってきたりとかいう設計の変遷はございますが、やはり津波に対しては、同じような考え方をしてございましたので、そういった意味では、我々その点につきましては、やはり非常に甘さがあったというふうに思っております。

◎飯野所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

すみません保安院でございます。

先ほど、徳永委員から地震・津波に関する意見聴取会の中で、耐震バックチェックの保安院における未解決になっている事象というのが何かということでございます。お配りした資料の、ご質問をいただいた資料1の21の次のページですが、22ページ目に耐震バックチェックの審議状況ということで、この震災の直前の審議状況が書いてございます。

こちらを見ていただくと、色のついていないところなのですが、これがまだ中間報告の審議段階ということになっておりまして、実は、この意見聴取会が10月31日に行われておりまして、ここにこの表にございます、泊とか、東通とか、浜岡とかですね、それぞれサイトの課題があるということで、この10月31日の意見聴取会では、その課題が提示されているということになっております。

今日ちょっとお配りすればよかったかと思っておりますけれども、これは当院のホームペー

ジにこの資料が出ておりますけれども。

したがいまして、この22ページ目の表でいうところの白色の部分、ここが今の、いわゆる未解決になっている事象であるということでございます。当然まだいろいろ、今回の地震の新知見が出てくる、今後も出てくる可能性がありまして、必ずしもこれでもう全て終わりということではないかと思っておりますけれども、現時点では、そのような整備というふうになっております。

◎武本（和）委員

今、あなたが言ったのは、この緑色はもう終わったんだと。白いところと黄色いところをもう1回するのだという、そういう趣旨ですよね。今の回答の趣旨は、22ページの。

◎飯野所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

この31日のところで、出された課題というのがそういうことになっています。

◎武本（和）委員

だったら違うということを書いて。実は新聞情報ですが、「もんじゅを含む9原発について、幾つかの課題を再指示した」という新聞が流れています。どっちが本当かはわかりませんよ。しかし、柏崎は終わったということになっていて、柏崎も当然検討してくださいということ、今そういうことを言うのだったら、違うということと、柏崎だって課題があるのではないのかということを書いておきたいと思っております。すみません。

◎新野議長

わかりましたか。そういうことです。ありがとうございます。

よろしいですか。宿題になった部分もありますけれども、また、追々議論は続くので、その都度またご指摘やご質問をいただければと思います。ありがとうございます。

では、（2）に移らせていただいてよろしいでしょうか。

（はい）

◎新野議長

（2）は10分間いただいということなのですが、これは25日もあるので、根拠があつてこういう10分をいただいたのではないので、随分時間が押ししましたので、一言程度でここはスルーさせていただければと思います。

これまでの取り組みを報告することによって、今、新旧のメンバーの方たちが、交互にお座りいただいていると思うのですが、新しい方が一生懸命追いつこうとしても、なかなか経験の違いというのは、簡単には埋められないので、それほど焦らないで、マイペースでしていただければいいかなというようなお話をさせていただこうとしたことと。

もう一つは、いろいろなご意見があるのですが、一応委員の数は25名というふうになっています。これは市民の中の概ねの、エネルギーに関する活動されているようなところから、ある程度のバランスを持って構成されているというふうに聞いております。

この25名で構成されたということと、あと、それぞれの方が課題を持っているということとはとても価値が高いわけですが、なかなか定例会の中でイコールにならないということをご理解いただきたいと思うのは、これ、それぞれが発言することが重要であるのですが、その発言で、最終的に100%その回答を得るまで議論をするというよ

うな議論の場ではないということ、25日追々とおわかりいただきたいと思うのと。

あとは、その発言する方は一生懸命発言して下さっていいのですが、今度、その発言がどうつながっていくのかということ、オブザーバーの方とかメディアの方たちがそれを聞いてくださるわけですね。そうすると、全体としての地域の会としての、今度、会のそのこととして、外部に動き出したときに、それぞれの一生懸命言ってくださる個々の意見というのが、「あ、こういうところが、いろいろな立場の方が共通で指摘している」とか、「ここは、こういう方たちがこう指摘している」とかということ、きちんとして分析をしていただいて、その後にその施策や、情報のお互いのやりとりの中で生かしていただきたいというような形の会なのですね。それを25日にまた話させていただくので、皆さんからもご意見はいただくのですが。

今日の防災の件ですけれど、これはあくまでも定例会の発言になりますので、この委員さんはそれぞれご自分の、今、立ち位置のところでどう思うのかということ、専門家でない視点から発言をいただいて、それを関連の国とか、地方自治体とかということの方たちが、この地域の中でどういような意見があるのかというふうにして、お仕事のほうにつなげていただくというシステムです。

ご自分の意見を追求をして、回答を求めるといような意見に、できればなる必要がないという。そこまで肩に力を入れて議論をする必要はないということも少し理解していただければと思います。25人いるということは、25人の方にそれぞれ発言の権利と義務があるんだということもご理解いただければと思います。

では、次、行きますので、(3)ディスカッションに移らせていただきたいと思いません。

ここで、たまたまタイミングよくワーキンググループなんかが昨日、概ねのこの路線を発表されています。これはまだ決定ではなくて、概ねだというふうにお聞きしているのですが、新聞報道もたくさんあるので、事実として、どういうことなのかということ、かいつまんで、もう一度ご説明をいただいたあとに、個々の意見をいただくほうがいいだろうというような、直前の運営委員の一部の方のご指摘があります。

これは原子力安全委員会の中のワーキンググループですので、オブザーバーの中で一番近い形の方は保安院の方なのかなと思いますので、これは代弁になりますから、質問してもお答えいただけるかどうかわかりませんが、概ねの解説をいただければと思うのですが、飯野さんお願いします。

◎飯野所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

保安院の飯野でございます。

ちょっと、うまく説明できるかわかりませんが、ご紹介させていただきます。

この防災指針のワーキンググループにつきましては、7月14日に設置されまして、今回の事故を受けて、基本的な考え方を、これを検討していくということで、原子力安全委員会の原子力施設等防災専門部会の下に設置されております。

もともと検討すべき課題というのが示されておまして、一つは、昨日、資料で出ました、EPZです。その防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲ということで、これが課題になっております。

それから、防護対策を実施する際の判断基準となる線量であるとか、あるいは、防護

措置の実用上の判断基準。これはちょっと後で、この資料の中でも出てきますけれども、O I LとかE A L、後でご説明しますけれども、その設定の話であるとか、それからあと、その他ということで、オフサイトセンターのあり方であるとか。そういった検討課題が最初に提示されておりまして、7月から始まったものでございます。

昨日が第7回ということになりますけれども、前回10月20日に第6回が行われておりまして、こちらで原子力安全委員会の事務局案というのが出されたということでございます。第6回、その事務局案を議論しまして、それを反映したものが今日お配りした第7回、昨日の午後に行われたのですけれども、ワーキンググループで提出された案ということでございます。

前回、10月20日から若干変わっておりまして、一番変わった点が、P P Zという50キロというところのものが、今日入っているP A ZとU P Zに加えてあったのですけれども、その後、それがわかりにくいとか、あるいは効果的なのかどうかかわからないというような、そういう意見があったそうで、そのところは、今後の完全に考え方が消えたわけではないらしいのですけれども、そこが今後の検討課題ということに変わっています。

それ以外は、概ね、語句はいろいろ言葉遣いは変わっているようなのですけれども、基本的な中身については変わっていないというようなことだそうです。

保安院の資料の資料4の1枚めくっていただいたところが1ページということになってございますけれども、原子力発電所にかかる防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方（案）ということでございます。

この資料、下線が引いてありますけれども、これは修正した点とかではなくて、何か説明の便宜上、この下線を振っているということだそうです。

はじめに、ということで、この事故を受けて、現時点で得られた事故の教訓を踏まえて、「防災対策を重点的に充実すべき地域」に関する考え方について、整理を行ったという位置づけのものでございます。

まず、1ポツ目のところに書いてございますけれども、施設の安全対策を徹底して強化することが不可欠だということ。危機管理の観点から、緊急時における迅速で効果的な防護措置が講じられるように、地域防災計画を策定する必要があるということでございます。

防護措置実施の考え方が書いてございますけれども、幾つか周辺環境への影響の大きさとか、時間であるとか、あるいは異常事態の対応であるとか等々が異なるということで、発生した具体的事態に応じて、臨機応変に対処する必要があるという前提があるということでございます。

その上で、周辺住民の被ばくを低減するための防護対策を短期間に効率よく行うために、その影響を及ぶ可能性のある地域として防災対策を重点的に充実すべき地域として定めておいて、あらかじめその準備をしておくことが重要だということでございます。

1枚めくっていただいて。

◎高橋（優）委員

すみません、これ全部やるんですか。

◎飯野所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

すみません。じゃあ、ちょっとはしょって。皆さん、よくご存じでしょうかね。

◎新野議長

その辺の程度は皆さん、ご存じですよ。

◎飯野所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

すみません。では、手短にさせていただきますと思います。

キーワードでございますけども、今後、ここにEALと、それからOILという判断基準を設けて、迅速な判断ができるような意思決定手順を構築する必要があるということでございます。

それから、（２）で応急対策と書いてございます。こちらは事前に準備すべき事項と事後に措置が必要な事項で、例えば情報連絡の手段をあらかじめ確保しておくとか、あるいはモニタリングの体制を、あるいは実施手順をあらかじめ整備しておくとか、そういう事前の準備とそれから事後に、実際起こった場合に、どういうふうに情報連絡をするか、情報共有するかといったところが整理されているということでございます。

３ページ目に、その定義ということでありまして、これまでEPZというのが防災支援の中で書いておいたわけですがけれども、これに変えまして、二つの区域を設定します。これは新聞でもあるとおり、予防的防護措置を準備する区域、これがPAZというものでございます。それから、UPZ、緊急時防護措置を準備する区域ということで、この二つの区域が提起されているということです。

（４）のところで、これに加えてプルーム、気体状、あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団が拡散した場合のその被ばくを避けるための防護措置というのでも検討をしていく必要があるということが（４）で書かれているということです。

（５）に、そのためのモニタリングが必要であるということが書かれています。

２ポツが、それぞれの今、二つあった区域の当面の目安ということで書かれております。まず、PAZについては、１）で、確率論的手法で言えば、３キロ以内におさまっているんですけども、IAEAの国際基準でPAZが３から５キロということで、この範囲の目安を概ね５キロというふうに書かれています。

それから、UPZにつきましては、こちらに書いてあることでございますけれども、IAEAの国際基準等がありますが、概ね３０キロということで書いてございます。

３ポツは、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置ということで、それを今後、具体的な検討をする必要があるということでございます。

４ポツで、留意事項ということで書いてございますけれども、安全を確保する一義的な責任は事業者にあるということであるとか、あるいは地域防災計画を作成する、その範囲ということで、それは対象とする原子力施設ごとにさまざまな自然的あるいは社会的周辺状況も違うので、具体的な地域を定めていく必要があると。発電所ごとに詳細に検討をしていくことが望ましいということでございます。

それから、防災対策を確実に実施するための役割とか、責任の明確化であるとか、あるいは複数の道府県にまたがるときに及ぶことが考えられるから、国等による防災対策の検討、調整を図ることが必要だということが書かれています。

それから、安定ヨウ素剤の服用方法を確立する必要があるということです。

最後になりますけれども、この地域防災計画を立案する際には、関連する地元の自治

体・住民等が決定プロセスに参加することが重要であるということも書かれておりまして、関連する地元自治体・住民と関与できる枠組みを構築し、適切に運用することが必要であるということが書かれております。

すみません。ちょっと長くなりましたけども、以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございました。

これは、昨日、固まっではないけれど、方向づけられた案だということで、簡単にご説明いただいたんですが、皆さんのご意見はこれに左右される必要はないので。ただ、同時のいろんなところが動いているので、自分はこう思うという考えをそれぞれが述べていただくことが、今日の課題だと思いますので、よろしく願いいたします。

1人でも多くの方にご意見を述べていただければと思います。

最初の入り口がすごく難しそうですが。

高橋さん、お願いします。

◎高橋（優）委員

今日のテーマに沿ってできるだけ話したいと思うんですが。先回だったか送られてきた資料だったかわかりませんが、忘れたんですが、「当社関連報道について」というペーパーがたしか配られまして、委員の方も全員持っておられるかと思うんですが。これにちょっと触れたいと思うんですが。

その前に、東日本大震災を受けまして、国の中央防災会議の最終報告書が出たということを読んだんですけども。この中では、地震や津波の対策が具体的に指摘されていて、私がそのときに重要だと思ったのは、この中では、「これからは想定外という言葉は許されない」と指摘してあったことを、まず言って、当社関連報道について触れたいと思うんです。

この中で、1ポツ目の途中なんですが、「現在、国の事故調査検証委員会などで調査が進められております」と。そうした中で事実の解明を待たずに、これは9月11日に放送されたTBSの震災報道スペシャル「原発攻防180日間の真実」における報道。

今、東京電力さんがかみついたものなんですが、人災と結論づけたということに、この報道がなされたことに「甚だ遺憾であり誤解につながる可能性が大きいと言わざるを得ない」というペーパーがわざわざ配られたわけですよ。私、それならば、聞きたいことが一つあります。

4月30日に、私、名前がよく正確かどうかわかりませんが、鼓紀男さんという副社長さんが、鼓さんでよろしいんですかね。が、6,100人の全村避難になった飯舘村に、東京電力として初めて1カ月半も経ってから謝罪に訪れたんですよ。このときに、1,300人の村民の方が参加して、いろいろ意見を言ったそうなんです。その中で、川俣高校に今年の春に入学した渡辺奈央さんという高校生の方が質問したんです。「私が将来、結婚したときに、被ばくして子どもが産めなくなったら補償してくれるんですか」と。

鼓副社長さんは、「とても重い質問だ」と。「そうならないように、影響がでないようにする」と答えたときに、この方は、「危ないから、もっと早く避難するべきじゃないか」と、「もっとそういうことをなぜ指示してくれなかったんだ」と、そういうこと

を言われて。

そのほかにも、何人かの方の質問がありまして、「作付けを制限されて『村から出ていけ』と言われるということは、農民に死ねということだ」と。「放射性物質の除染は、田も畑も山もできるのか」と。できるわけがない。さらに詰め寄られて、「事故が人災か天災か」と問われたんですよ。この当社関連報道については、人災と結論づける報道にかみついているながら、副社長さんは「人災か天災か」と問われて、「人災だ」と答えているんですよ。今回の福島事故のとらえ方が違うんでしょうか、東京電力の中では。

バイクが民家に突っ込んでガラスが割れたなんていう、そういうレベルの事故ではないわけでしょう。だから、人災だと思っていると鼓副社長さんは答えられているんですよ、この4月30日の時点で。そして、「いつまでに帰られるのか」と、さらに詰め寄せられたら、「1年」と口にしたら、会場がざわめいたと言われていますよね。

私は、今回の当社関連報道について言うのであれば、人災と結論づけたことに対して、こういう文書が出るのであれば、この文書を削除するか、変更するかということの要求をしたいと思うんです。

さらに言えば、この10月4日には東京電力本店に、お母さん方が「子どもたちを見捨てた東電は許せない」と。

◎新野議長

高橋さん、今、(3)をやっているのです。防災の、今回はあまり窓口を広げてしまうと議論が散漫になるという運営委員の提案から、EPZと災害初期の情報伝達ということに絞っているのです。今おっしゃりたいことは多分、情報伝達の中に入るのかなと思うので、そういうふうにと絞って発言していただけますか。

◎高橋(優)委員

私は、だから、事故というのは、スケールが違うんですから、もっと寄り添った賠償のやり方とか補償のやり方をやっていただきたい。このとき、水素爆発の直後に「早く逃げろ」と言ってほしかった。つまり、地震と津波だけでは、逃げなくて済んだわけでしょう。原発の事故があったから20万人近い人が逃げたわけですから、もっと水素爆発があったときに逃げるといって、そういう情報の伝達がなぜできなかったのかということ私を言いたい。

◎新野議長

今日は、検証するのではなくて、検証がまだ終わっていないので、それと対比して議論は今回はできないということで、いろんな報道とかでご存じのことはあるんですが、事実がはっきりしないので、中越沖とか、私どもは体験がありますし、やんわりといただいているテレビとか、新聞とかの情報の中から、この柏崎で防災とか、国がつくる原子力防災と、複合も含めるんでしょうけど。それに対して、どんなふうな考えを持たれているかということ、意見を言っていただくと。今、国とか、自治体、これからされるようなところで何かしら建設的に捉えていただけないだろうかという趣旨で、今日は設定していますので。

◎高橋(優)委員

もし、外れたとしたら申しわけなかったんですが、ただ、この前にわざわざこのペーパーが配られて、人災ではないということを行っているんだけど、本家本元の執行

役員でもある副社長さんは、人災だと言っているから、私はおかしいのではないのというだけの話です。

◎新野議長

防災のほうに、また向きを変えさせていただいて、その答えを求めるような意見も構わないんですけど、意見とか感想とかも構いませんので、ぜひ。

お願いします。

◎前田委員

前田です。

E P Zについてなんですけれども。要は今までの中身が非常に狭い範囲だったものを広くしたわけですから、これは安全上、少しでも担保されてくるということで、いいことだとは思いますが、よくよく考えてみると、今回の福島もそうなんですけれども、被災地になっている場所で、避難する人たちは自分たちが避難しなければならないところにいるのか、いないのかもわからない、情報もない。

そのときに、この文書の中には迅速な情報伝達とか、いろんなことが書いてあるんですけど、果たして、今までと本質的に変わっているのかなど。ただ、お題目だけ並べて、数字だけ広がったということで、地元住民にしてみれば、何の安全の担保も上がってないと、実は。ちょっと、そういう危惧を持つんです。

それで、特に私を変だと思うのは、要は誰がいつ、ここが避難準備区域になりましたと。柏崎の場合だったら事前に想定されるわけなんですけれども、今回、福島を見てもわかるとおり、全部の区域に満遍なく汚染されるのではなくて、ぽつんぽつんと飛ぶわけですね。だから、非常に汚染されているところの人は当然ながら、時間を争って逃げなければいけないと思うんですけれども。そうでもない場所、風上側というか、そういうような人たちはある意味、落ちついて行動したほうが安全なわけですが、住民としては。

その辺のもっと細かい、きめ細かな、ただ範囲を広げればそれでいいんじゃないかという発想ではなくて、本当に実効性のある避難方法というか、避難体制になっていないのではないかなという危惧を持つんですけど、皆さん、どうでしょうか。

◎桑原委員

桑原です。

今、前田さんが言われたようなことにちょっと重複するんですが。実は昨日、町内の会議がありまして、それが終わってからちょっと話をしたんです。結局、5キロとか30キロというふうな範囲を新たに設定されたということなんです。それについてどう思っているというような話の中で。まず、災害初期、例えば5キロ、30キロも含めて、誰が、いつ、どこに、どういう形で連絡が来るのか。

例えば一般の住民、何年か前にヘリコプターでここへ来て、自衛隊で避難したというようなことが、待っていて来るものなのか、自分たちで勝手に逃げるのかということも含めて、全然わからないと。例えば、避難するということになったとしても、どちら方面に避難すればいいのか。

それに今度、この間の東日本の津波の件でもそうなんです。すごく道路が混雑する。車で逃げた場合、それで逃げられるのかどうかという時間的なそういうものも、素朴にどうなんだろうと。そうすると、どうするかという前に、防災計画の見直しの中にそう

いうものがきっちり入るべきではないか。

それで、やはり、5キロ圏、それから30キロ圏に広げた場合、30キロの範囲にまで広がった場合にはすごく範囲が広がって、なおさら混むわけですね。その辺が素朴に一住民としてどうなんだろうというのが、国でも県でもきっちり住民がわかるような知らせ方、決まった上で必要ではないかという意見は出ました。

◎新野議長

知っておくべき情報があるべきであって、ですよ。

◎桑原委員

そうです。

◎新野議長

発災のときにどういう情報が来て、そこであわせて、多少考えて動きたいというようなご要望でよろしいわけですよ。

◎桑原委員

そうですね。

◎佐藤（正）委員

昨日、出されたのは、これはまずは案なんですよね。これを受けて、国が改めて、従来ですと防災の指針をつくるわけです。指針をつくった後、県あるいは柏崎市、刈羽村、今度は対象地域に入るとすると、8市町村だか、9市町村だか何かが当然、防災計画をつくっていくということになるわけです。

そうすると、国は指針を示す、後はそれを全部仕切るのは県になるということになって、その段階でいろんな問題がものすごく多岐にわたって出てくるんだろうなというふうに思います。

例えば、3キロから5キロ、その人間がまずは避難するんだとあって、長岡市を歩いていくのに、長岡市の住民は黙って、皆さんご苦労さんですと言って、どうぞ、お通りくださいと言うかどうかという問題もある。

それから別の資料に、柏崎刈羽原発の場合の30キロ圏になると、80万人の人間が対象区域に入るというんです。すると、その80万人というのは、やっぱりどうして避難をするのかというと、ちょっと不可能に近いかなと。

それと同じことが、例えば東海第二ですと、100万人を超えるわけです。そんなのは、もともと困難だということで、東海村長は「もう止めたらどうだ」というような話があるんですから。

一つの問題としては、東海の村長が言うみたいなことがあって、柏崎刈羽だって80万人ですから、そうすると原発を止めるのか、住民の避難計画をうまくつくるのかというように、そういう問題が端的に言えば一つの問題としてあると思います。

もう一つは、重点地域の決め方、それも何か確率論的とか何とかという話があるけれども、それも変な話でして。福島であったこと、それをいかにうまく取り入れながら被ばく者をつくらないという立場でもって避難をすれば、どういう方向があるんだということになると、5キロでいいのかという問題も、例えば出てくるんじゃないかというふうに考えられます。

それから、今も汚染で深刻だと、とにかくチェルノブイリを見れば、避難の権利があ

る地域としては、郡山とか福島まで入っているんだというようなことになると、それを放置しておいていいのかというような問題。

それから、今回の事故で言えば、さっき高橋さんが言ったみたいに、浴びなくてもいいほどの被ばくをした人たちが周辺にたくさんいたと思うんです。そうすると、それはやっぱりもっと早目に、あるいは事故想定。今も東京電力は後々言った話によると、炉心溶融は数時間で起こっていたみたいな話があるんだとすれば、その時点で避難をするような体制をとらなければならなかったのに、レントゲンと比較するようなことで、特に問題はないみたいなことを言っていたということがあるわけだから。

非常にこの案もひっくるめて、福島事故を受けてというふうに、資料1では言っているんだけど、あんまり福島事故を受けてみたいなことが反映されているのかどうかというと、7ページです、これなんかは簡単に言っているけれども、あるのかどうかというと、その変はないのではないかと。そこで確率論が何で出てくるのかというのがちょっとわからないんですが、そういういろんな問題があるんじゃないかと。私は昨日から、そういうふうなことをいろいろ考えました。

◎新野議長

それぞれがご意見を言っていたくのもいいんですが、今、桑原さんからですか、事前に知っておくべき内容があるのではないかとというような、多分、情報伝達の事前情報ですよ。こういうのもきっと、前にはあまり、あったにはあったけれど実行されてなかった内容だと思うので、もしそうだとすると、何が知りたいのかという議論もできるので、具体的にはそんなふうなご意見はありますか。

◎武本（和）委員

国が昨日、こういうものを出したから議論になる。それはわかるんですが、議論の前提みたいなのが、恐らくみんなに共通すると思うのは、福島のようなことがあったら。というのは、防災というのは事故はないんだ、しかし念のために防災を考えるという、建前で今まで来たわけだ。そういう意味で福島を踏まえれば、福島のようなことがもしあっても、対応できるような計画でなければならない。これは多分、みんな一致できるでしょう。

そうすると、そういう立場からこれだと書いてあることを見ると、私はこの計画は福島の実態を反映していないというふうに言いたいと思います。

理由を言います。この資料の19ページを見てくれませんか。今、基本的にこんなことを私が繰り返さなくてもいいと思うんだけど、一応、繰り返します。今、20キロ圏というのは誰もいないね、東電の作業員以外は。そして、左上のほうにあるのが飯舘村を含む浪江町だとか、今、特定避難地域ですよ。

◎委員

避難準備地域。

◎武本（和）委員

準備は解消されて、それは30キロと20キロの間の北のほうと東のほうなんですよ。

◎委員

計画的避難区域。

◎武本（和）委員

計画的避難区域というのが、この赤いくくりの中の飯舘村が黄色い点がいっぱいある地域ですよ。そして、この外に特定避難勧奨地点というのが10カ所ぐらいあるでしょう。ここはしばらくの間、住んでいてはならないという地域ですよ。

そういうときにこの地域が、この地域というのは今言う最遠点というのは55キロとか、60キロだと思うんです。今、住んではならないというふうに決められた地域というふうに言いまして、それは距離を測ればというか、そういう地域に的確に指示が出なければならない。そして、その指示が出てその人たちが避難できるような計画でなければならぬというのは、共通事項だと思うんです。

そうすると、この計画の対象区域5キロとか30とか50キロとかというのが、何を根拠にしたか。少なくとも過去6回の資料と要点議事録を読む限り、外国でこういう資料がありますから、それを当てはめるとこうなりますみたいなことしか私は読み取れなかったんです。

それで、そういう中で、福島の実態を踏まえた計画にしてくださいということを私は言いたいと思う。

それから、誰がこんなものをつくったんだと。安全委員会が数人の委員に委嘱して、つくったというのは知っています。この数人の委員は、初回の自己紹介の中で、「私は過去において、こういう計画策定にかかわってきました」、そういう人たちなんです。

そして、例えば電力中研とか、いわゆる原子力村の関係者が現実を踏まえて、できるだけ小さく地域設定したのではないかというふうに、私は思わざるを得ない。それはどうでもいい、どうでもいいというか、そういうことも含めて客観的な資料になっていないのではないかという批判は、ぜひ安全委員会に伝えてください。前科前歴がある人たちが、要するに有効な計画をつくらなかった人たちが、どういう反省の上につくったのか知らないけれども、「福島の実態を踏まえていないような計画はおかしい」ということは伝えてください。

そして、今の19ページの次のページ、SPEEDIの計算結果が出ています。これはたしか、3月23日の夕方に出てきた1枚だと思うんです。違ったらごめんなさいなんだけども。要するに、今までの説明は、何かがあったら放射能はゆっくりと出てくるんだと。何日か後にゆっくりと出てくるんで、そんなに慌てないでいいよというのが前提だったでしょう。

福島は、周辺は早い時期だけれども、15日には今言った50キロ、60キロ、あるいは福島や中通りの主要都市が全部、放射能をかぶっているんですよ。そういう土地に有効なものでなければ無意味です。ともかく、国が何をしたかというのは、何にもしなかったわけだ。何もというか、有効に情報は出さなかったという事実があるわけです。こういう人たちがこの期に及んで何を、何をというのは、仕事でしょうけれども、そういうことから議論するような関係をつくらない限り、私は幾ら何かつくっても、これに基づいて議論するのはもう、そんなことをやっているといいのかという思いがあるんです。

いっぱい言いましたが、福島事故を踏まえていないのではないのと。そして、こんなのは、前に失敗した人たちがどういう反省をしたか知らないけれども、また勝手につくっていると。こんなのは私たちは断りますよと。そして、国がそんなに大見えを切って大丈夫ですねということと言える資格や立場を持っているのかと。あの一連の行動、今

日まで含めて、そこから議論しなければならないというのを、私は再びこんなことが起きないために、ぜひ今日は言うておきたいと思います。

◎新野議長

今の武本さんののもそうですけれど、まだ、これ完成形ではなくて、今のようなことを住民の視点で発言する会ですよね。だから、基本的に中間報告のような形で出たけれど、誰がこれをまたつくってくれたんだろうと思うと、納得がいかない部分があるというのは一つの意見。

もう一つは、以前は時間があると言われていた汚染の仕方が全く、今回は違っていたので、それをどういうふうに解消するんだろうという大きな疑問があるということですよ。

だから、そんなふうに羅列していただけると、非常にわかりやすくて。だから、この新しくつくるものにどうやって生かしてもらえるのか、どういうふうに考えるのか、感じるのかということ伝える会なので、感情はできるだけ抜きにして、淡々と事実を表明していただけると非常にいい意見がたくさん、今も出ているんですよ。だから、そういうふうに意見を言うていただけると非常に時間が有効に使えますので、よろしくお願いします。

◎吉野委員

吉野でございます。

今、武本さんが言われたことにもいろいろ触発されて、ちょっと意見を言いたいんですけども。防災対策については去年ですかね、県が中心になって一生懸命やってくさいました。あれも、今回の福島を見ると、全く間尺に合わないというか、私もまず放射能がすぐ出て、それからどう対策するかということが必要だと思ったんですけども、全部これ準備ができれば放射能が放出しますよというような、そういう想定でした。

それから、地震との複合ではなくて、豪雪とか、そういうような点も一番切実なのができなかったとか、そういうことを見ていると。で、今回の福島を本当に生かせるかということを見ると、ヨウ素剤の服用なんかも実際やっていないし。市内でもほんの一部だけでちょっとやったというだけで、市全体だったらもっと大変だし。それがまたさっき、佐藤さんが言われた80万人ですか、何かはどうするんだなんて、実質上、不可能だと思うんです。だから、そういうことをもうちょっと地元住民としては真剣に考えなければならないというのが一つ。

もう一つは、国とかの対策が、非常にやっぱり不十分といいますか、SPEEDIの放射能汚染の方向のあれについても、対策本部長で菅直人が3月なんですか、大分たつまで知らなかったとかね。それで、放射能汚染の方向とか、そういうのも出せないでいたと。

その場に、保安院の院長のちょっと名前を忘れてしまいましたが、とか、それから安全委員会の委員長の斑目さんとかと一緒にいたわけですよ。同心円状に避難するとかいうのもおかしいというのも、専門家だったらすぐわかるわけで、東電の第一の所長さんは国とか東電の方向に反しても、これは正しいと思えば一生懸命意見を言ったというんですけども、昨日ですが、朝日新聞の記事なんかをみると、保安院は上が決めたんだから仕方がないみたいなことで、何も言わないと。そして、SPEEDIのデータも出さないし、予測も出さない。

ヨウ素の服用なんてのも本当はプルームが来る前に飲まなければならないのに、プルームが来て何日も経ってもまだ飲むような体制に全くなっていないと。そういう状況を見て。

今日あたりの新聞では、事故対策の会議を菅直人とかああいう人たちの対策本部でやっても省庁の官僚の人たちが集めた人の半分も集まってこれないと、いろいろ事情もあったんでしょけどね。

そういうような状態で、もし柏崎で何かあったときに対策が本当にできるのかと。今日、いろいろ説明が細かくありましたけども、そういう文書上はできたとしても、そういう対策ができるのかと。それで、保安院の院長もいろいろ責任をとってやめたみたいですけども。やめた後でも、そういうことについて一切証言はしないと、逃げて回っているといいますかね。全然わからないわけですね。SPEEDIがどうしてもできなかつたとか、予測が間違っただまになっているのに、どうしてこんなになっているんだということに全くわかってないわけです。

こういう状態の中で、九州の玄海とか、ああいうところで原発を再稼働しようなんていう動きが出てくること自体があまりにもね。

◎新野議長

吉野さん、よろしいですか。割って入らせていただきます。

◎吉野委員

現実離れ過ぎていると思うんで、その点を真剣に考える…。

◎新野議長

そうではなくて、今日の会は、福島の検証をするんでもなく、どこかを批判するのではなく、何とかして次に私たちは被災者にはなりたくないですけど、どうせつくるなら、住民の視点をもう少し考えていただけることに、今ならばそういう意見を申し上げてどこかに伝わるのではないかというタイミングを捉えているので。

不満はいろいろおありでしょうけど、どうしたいのかということが次に出てこない、ここであれも悪かった、これも悪かったと言っていると、それがつながる、せっかくの意見がいただけないので。悪かったと思ったら、じゃあ、どうしたらいいのかというように意見を集中して時間を使っただけならばと願うんですが、いかがですか。

◎吉野委員

言いたいのは結局、福島の検証がまず第一だと。そういうことをきちっと検証しないで、それをほっかむりしたまま次々に外国ではこうだとかデータを出しただけでは、人間が信用できなくなるのではないかということをお願いなんです。

◎新野議長

それは皆さん、共通ですよ。福島の検証が前提だというのは、皆さん、共通でしょうか。

(はい)

◎新野議長

これはもう、皆さんの総意の中で、福島の検証がまず第一なんだけれど、今はまだ出てない時点で、それを云々言っても仕方がないので、今できることは住民として、どういことがなされれば、少しでも安心と安全が担保できるのではないだろうかという体

験をしながら暮らす、柏崎ならではの意見をお聞きしたいなと思っていますから、よろしくをお願いします。

◎佐藤（幸）委員

佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

今の福島が安定しないうちに、福島のことをどうだ、こうだといってもどうしようもないというのはわかっているんですが。専門家は二重、三重の対策が甘かったというんですけど、果たして柏崎刈羽原子力発電所も甘くなかったんだろうかということで、プレス紙上とか、そういうところに目を通しています。私はパソコンでエコロンクラブで時々1号機、7号機とかいう連絡は今、どんなことをやっているかというのは、逐一教えていただいておりますので、それは情報の一環としてありがたく見ているんですけど。

高桑さんのおっしゃったように、EPZというんですか、50キロ圏内というのは決まったのでしょうか。それを、それこそ誰が誘導していくのか、80万人をどうするのか、私は笑われてしまった地下住宅、シェルターは防空壕のことではないんです、それは訂正しなければ素人の甘さだなと思って。80万人100万人をどうするんだという心配があるんですけど。やはり、今、一生懸命、防潮堤とか除熱とか冷却機能の強化とか、貯水池を2年以内につくるとかというのは耳にしておりますが、さらなる安全対策はお願いしたいと思うんです。

ここに、プレス発表で高台に緊急時用資材倉庫の設置といって、倉庫を設置するのはありがたいんですけど、どういう機器をそこに入れるのか。福島が起きてから、柏崎も津波の場合、埋もれているところにあるのではないかと。みんな高台に移してくださいと、1日、2日でできることではないのはわかっていますが、切に願いますということをして3月の下旬かな、口をあぐりあけて、テレビで事故の様子を見ていただけです。どう対処したらいいかということで、まだこの委員には決まっていなかったんです。エコロンクラブに返信というか、お願いした覚えがあるんですけど。その関連していたのか、高台への緊急時用の倉庫ということで倉庫をつくってくださるのはよろしいんですが、お答えをすぐということではなくても、こういう高台へどのようなものを移転するのか、どういう機器なのかということも知りたいです。

皆様が一生懸命、勉強しているのを耳にするたびに、まだ勉強が足りないなというのは重々わかっているんですけど。防災といたって、「専門家が答えることでしよう」と一言で片づければ、何だかんだ言たってうるさいだけじゃないかというような考えになってしまうんですけど。やっぱり、新野議長さんにおっしゃると、「市民レベルの意見も」ということで発言させていただきました。ありがとうございます。

お答えできるのがありましたら、まだ50キロ圏内に決まってないのかどうか、最低限30キロというのはわかっているんですけど、そういう点もまた詳しくお聞きできたら幸いです。

以上です。

◎新野議長

5も30も50も、まだすべて決定ではないですよ。案が出ているというだけで、50は一度、案として決めようとしたけれど、今、いろんな議論があるので、もう一度

熟議するというので、今回は50というのは、表現は避けたというふうにご説明いただいたように思います。

◎伊比委員

伊比です。

2回ほど欠席させてもらって、雰囲気が非常に変わったなというふうな感じで、今、受けました。

私はこのワーキンググループの案を見まして、私なりのちょっと要望、多分、そういうことを、鉄は熱いうちに打ったほうがいいよというのが、私は政府の考え方かなというふうに理解をしておるんです。先ほど、会長もそういうふうな話をニュアンス的にはおっしゃいましたけども、私もそういうことではないかなというふうに思いまして、これから自分なりにちょっと考え方を申し述べてみたいなというふうに思います。

この案は、私は非常にいいと思うんです。内容的にはいろいろ問題がありますけども、このIEAEの問題からある程度は勉強されて、委員の方がどういう方か、よく私もご存じありませんけども。そういう方々が真剣に、真摯にいろいろこの事故を受けて、収束していないので、私も何とも、どうのこうのという段階ではないと思うんですけども。そういう段階で、こういう意見を出すということは何を狙わんとしているかということ、私は国民的総意を多分、政府は望んでいるのではないかなというふうに思っております。

そういうことであれば、私は最初にお願いしたいのは、この原発の立地地区にある住民からの意見をこういうことを発表しながら、聞いて歩くということ積極的にやっていただきたいなというふうに思うんです。これはどの会議の段階でやるかは、これは政府が決めること、あるいは委員会が決めることでしょうから、我々からこういうことをやっていただきたいという要望を、私はぜひつくっていただいて、今、何人かの方がおっしゃったような意見を述べると。その段階で述べるということによって、ある程度の委員の考え方等も聞けるでしょうし、またそれに伴う、こういう想定しがたい事故が起きたときに、どういうことをやればいいのかということが出てくるのではないかなというふうに思っています。

それで、5キロとか10キロとか30キロとか50キロとかいう案が出ておりますけども、私は具体的に要望するならば、例えば5キロの範囲だったら被ばくをしないためにこの辺の関係のところは、国なり地方自治体なりがコンクリートの家を提供するとかいうふうなことを考えると、いろいろなことを考えたらいいと思うんですね。

それによって、ここで何万人住民を入れるとか、いうことをしないと、なかなかこの問題は解決の道ができないのではないかな。例えば、10キロだったらどういうふうな建物をつくれればいいとか、そういうことを考える必要があるのではないかなと思いますので、そういう会議ができれば、私はいろいろ勉強させてもらいながら意見を述べたいなど、こういうふうに思っております。

以上です。

◎新野議長

多少、何か将来の夢が語られたように思います。

続いて、川口さん。

◎川口委員

福島でもそうだと思いますけど、やっぱり初期の情報の伝達方法をきちっと明記すべきだと思います。実際問題、どこからきちっとつながるといふか。例えば電力会社からは24時間発信できるような準備はしているけれども、自治体自体がちゃんと24時間受けられる状態であるのかというのも、やっぱり防災計画の一つだと思います。それを受けた中で、どういうふうに各町内とか、そういったところに伝えるかということが一番重要になってくるのではないかなと思います。やはり、SPEEDIの情報というか、モニタリングポストとか、あれが地震でだめになるようでは困るので、その情報というのは常に発信していただきたいなと思います。

実際、福島の事故で50キロという意見も出ていますけども、私は、慎重な人には怒られるかもしれないけれども、今回起きたのは1,000年に1遍の大災害。その中で、ああいった不幸なことが起きてしまった。でも、それが今回のような水素爆発を起こさないように電源を消失したときの対策をきちっととっていくということで、その被害をなくする方向に今、進んでいると思うんで。福島がそうだったから、必ずしもそれにしなければだめだとは私は思いません。

やはり、何かあった場合に、いち早く正確な情報をどうやって伝えるかということが一番重点になってくるのではないかなと思っております。

◎新野議長

高桑さん。

◎高桑委員

高桑です。防災の問題、本当にすごくお話を聞いても、いろんな問題が重なったり、面倒な状態だと思うんですけども。まず、先ほど新野会長さんが確認してくださったように、まずは福島の現実をちゃんと見据えた防災を考えなければいけないということが第一だと思うんですね。

そのときに、立地地点に住んでいる地域の私たちは、国側の5キロと30キロという、今、案を出しましたけれども、それで本当に距離的にそれでいいのだろうかということ、まず検討したい。

それから、それを検討した後に、その距離の人たちがどういうふうにして、どこへどう逃げていくのかという、次に方法をきちんと検討しなければいけない。それから、逃げていった先でどうなるのかということ、それも考えなければいけない。

それから、それと並行して、今、川口さんのほうからもお話がありましたけれども、情報伝達がどうなのかということ、それはそれでまたきちっと確立をしていただきたい。先回も申しましたが、どんなに立派な防災計画を立てたとしても、情報が今回の福島のように、本当に大事な情報は何も伝わってこないのであれば、防災計画があっても、それに従って逃げたとしても、果たして本当にどうなのかと。

だから、情報の伝達、情報の提供というのは非常に難しい問題ですが、すごく大事な問題。だから、幾つか分けて考えていくというふうにしていくと、少し話が整理できるのかなと。距離はこれでいいのだろうかとか、方法はどうかと、避難先としてはどうなんだろうと。

それから、情報の伝達としてはどうすればいいんだろうかと。そんなふうに少し問題を分けて話し合いができたらいいのではないかなと、ちょっと思いました。

◎新野議長

ご提案だと思います。

高橋さん。

◎高橋（武）委員

高橋です。高桑さんが今、おっしゃったように、情報の伝達が大事という話で、そこから私なりに最近、思っていたことをここで話させていただくんですが。最近、国民というか、ほとんどの人が携帯電話を持っていると思うんです、今はスマートフォンとかですね。地震が起きたときに、緊急地震速報が強制的に鳴るんだったら、何かが発電所で起きたときに何かしらそういうモバイル系というのかな、携帯電話とか、強制的に私たち、今の技術というか、日本の技術はわかりませんが、今の将来的、10年、20年、考えたらそのぐらいできるのではないかなと私なりに思っています。

そしてまた、もしSPEEDIが雨雲レーダーみたいにとすると、ちょっとふざけている感じもしないわけじゃないんですけど、何かしら情報の伝達を皆さんもほとんど携帯を持っていますよね。何かしらそういう、例えば私なんか思うのは、柏崎市さんでもいいし、刈羽村さんなんか一番、そういうのを食いつきそうなのかわかりませんが。何かその辺で個人的に、強制的にもらえるような情報というのかな、モバイル保安院もありましたけど、取りに行くのではなくて来るという感覚の情報の伝え方、伝わり方というのが私はいいのかなと最近、思う。今の防災無線が悪いわけではないんですけど、ちょっと新しい目線で考えていただければなど、最近、思ったところです。

以上です。

◎高桑委員

私がすごく心配するのは、そういう体制が整ったときに、果たして事業者が本当のことをきちっとスムーズに伝えるのか、保安院が本当のことをSPEEDIが。本当にそのところが確約されなければならない。そこがすごく大事ですよ。そういうことが確約できるとするならば、本当にそういう形で私たちが情報を得られると思うんですけども。そこは非常に、そこをどうするのか。情報伝達、そこをどうするかというのが、すごく私は大事なところで、そこをどうしたらいいのかなと思うんですけどね。

◎佐藤（正）委員

今、高橋さんも言ったし、高桑さんの話もあったんですが、私が96年にアメリカへ行ったときに、規制当局が事故対応のときに原子力発電所の中で中央操作室、あるいは原子力発電所の中にある柏崎で言えば、緊急対策室、ああいうところに乗り込んで、きちんと業者が嘘を言うか言わないか確認するんだって言うんです。だから、NRCの担当者と外の担当者が連絡をとり合う、そういうことまで、96年のときに既にやられているわけですよ。

今日の毎日新聞に出ていたんですけども。またこれもそうなんだけども、同じようなものなんです、原子力安全基盤機構が事業者がつくったものをそっくりそのまま上げていたとか、何とかという話があるように。アメリカではそうではなくて、いきなり飛び込みで行って、どうなっているんだとって、検証、検査するんだというようなことがあるんで。そういう体制みたいなものがきちんと整わなければ、さっき言われているように、今後の事故予測がどうだとか、放射性物質の拡散がどうなっていくんだとかとい

うものは、特に健康に支障ありませんなんていうのをいつまでたってもやっているような国では、それはどうしようもないんで、そっちのほうをやっぱり改めてもらわなければ。

言いぐさはふるっているんですよ、きっと。「パニックにならないように」と、そういう言い方なんだろうと思うんだけど。本当に、今回の事故の中で、SPEEDIが全く動かなかった。それはモニタリングしてないからみたいな話なんだけど、一生懸命、想定をすれば出たというんです。後で出たら、そのとおりで言ったというんです。

そういうことを出さないような体制を保持されていて、そして防災計画だけつくって何の意味をない。だから、仏つくって魂入れずというのではなく。魂入れる決意を、まず国のほうからしてもらわないと、まずいのではないかというふうに思います。

◎新野議長

今、正しい情報というふうに皆さんから出ましたけど、地域の会のような会は、いろんな考えの方たちが一堂に会して、顔を合わせていますよね。この正しいとか、正しくないよりは、その場でいろいろ確かめることができることはできるわけですよ。そこで、精査できることができるということ。

そうすると、先ほどの疑問の中で、もしかしたら一つではなくて、複数の情報があればどうですか。SPEEDIにしろ何にしろ、1カ所ではなくて、2カ所で必ずとか、3カ所でそんなふうな情報がもし出るのならば、どういうふうになりますかね。受け手が。

国が出しているのがあるし、きっとどこかが出す。第一義にはというふうにあるんでしょうけれど、やはり住民が取りたいところからとって、大体、概ねそこが3ポイントなら三つが同じような情報が出てくるとかというようなね。

◎武本（和）委員

申しわけないけど、現実をもっと直視しなければならないと思うんですね。今、福島のことをいろいろ言われていて、福島モニタリングは停電で全部だめだったでしょう。私が、これから言うのは女川です。女川のオフサイトセンター、それから県の、ここも一緒になっているけども、女川は、そこで所長が亡くなっていますよね。県の職員も亡くなっているわけです。モニタリングステーションは、海岸の集落沿いにあったのは全滅です。

そういう中で、女川は惨事にはならなかったけども、モニタリングをちゃんとして、報告するという、その基盤が喪失したという事実があるわけ。そういうことを含めて、今回の3.11で原発の施設がどうなったのかというのは、やっぱり共通認識にしないと、あんまり架空の議論をしても、しょうがないのではないかと。

今、全部できないまでも、例えば次回るときに、関係する原発が太平洋側に幾つあって、それぞれがどんなふうになったかというのは出してもらった上でやらないと、何か架空の議論になるような気がしてならないですね。

◎新野議長

架空の議論なんだけど、福島を検証というのが、小出しにしても総合評価ですよ、最終的にはね。だから、どこまでいろいろ小出しに情報を出していただければ、私たちが満足するかというと、やはり総合評価が最終的に出なければならぬと思うので。それは架空の議論であっても、今できることの最善の地域の議論というのがあってもい

いわけで、それが検証とともに変わっていくんだと思うんです。そうでないと、今日はじゃあ、何もできないというようなことになるわけですね。

◎武本（和）委員

ごめんなさい、ちょっと言い過ぎかもしれないけれど、そういう意味でどこに問題があるという程度にしないと。

◎新野議長

だから、そうなのかもしれないけど、私たちは検証はできないですよ、能力的にもね。だから、こうありたい、ああやりたいと言いながら、後づけの検証の中で、じゃあ、これはできないとか、そういうふうにして精査することができるわけで。

今じゃあ、福島が何もしなければ何の議論もできないのかということ、みんな中越沖を体験したじゃないですか。そのときに、情報がどうあってほしかったとか。いろんな地域で防災に関わっているリーダーの方たちもいらっしゃると思うんですが、そういう方たちの中でどういうふうな情報があって。先ほどもありましたよね、最終的に誰が自分のところに情報を届けてくれるんだらうとかということの。

だから、そういうところを具体的にこれが欲しい、あれが欲しいといって積み重ねることを伝えることが、今はそれしかできないのではないかと思うので、今日は初期の情報伝達と、その距離がどうなんですかというのを運営委員会で協議をして、これを議論したらどうかというのは、運営委員が提案したわけでしょう。ですよ。

だから、それをあまり深掘り、要するに現実はわかるんですけど、現実が本当に報告される、今現状にないので、だから、それはまた先にもう一度、現状に合わせて修正することは幾らでもできるので。今、持っている情報の中で、何があったら少しはよかったのかなというのを中越沖をかぶせながら、私たちは語るができるだろうとって、この会を今日は開いているはずなので。

◎高橋（優）委員

資料4の5ページに、留意事項のところわざわざ下線を引いて、留意事項については原子力施設の安全を確保する一義的な責任は事業者にあるという、次の下線が引いてあるところなんです。「事故は起きるものとして想定して、事故の拡大防止、影響緩和のための準備を予めしておくことが必要である。」と。もちろん、これも決まったわけではないんですが、1992年に出された行政決定があるために、これが生かされるのかどうかという疑問が一つあります。

今、武本委員さんのほうから、このオフサイトセンターの話が一つ出ましたんですが、JCOの事故の後、この原子力災害対策基本法ができて、オフサイトセンターは20キロ圏内につくるということが決められていますよね。ところが、この宮城県と新潟県と茨城県は、第二オフサイトセンターも設置がされているというふうにその中では言っているんです。新潟県の場合には、第二オフサイトセンターというのがどこにあるのか、ちょっとわからないので、教えていただきたい。

今、せっかく防災の話をしているのであれば、どこの所属職員なのかわかりませんが、このオフサイトセンターには、原子力防災専門官という方がいるんですよ。必ず置かなければいけないことも、この法律では規定されているんです。原子力防災専門官という方が、このオブザーバーに來られたことというのは多分ない。

◎岡野副所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

毎回来ています。

◎高橋（優）委員

そうなんですか。大変失礼いたしました。オフサイトセンターの管理責任者というのか、長でもあられるわけですか。

◎岡野副所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

管理責任者ではありません。

◎高橋（優）委員

管理責任者、長であられるこの方の発言も、ぜひお聞きしたいなと思います。第二オフサイトセンターというのは、設置されているというふうにあるんですが、どこにあるんですか。

◎岡野副所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

第二オフサイトセンターというのは、私も聞いたことがありません。どういう資料で見られたのか、ちょっとわからないんですけれども。オフサイトセンターを20キロの範囲に設けなさいというのは、法律で決まっております。代替施設を設けなさいというのが決まっています。代替施設というのはどこかといいますと、隣の地域振興局が今、指定されております。

以上です。

◎新野議長

21時になったんですが、なかなか難しいですね、この議論はね。

さっき、知っておくべきことがあるということで、ちょっと言いかけて終わってしまったんですが。今までは、自分たちの家がどこにあるというのは、それぞれが8キロとか、10キロとか、5キロとかというのを大体、ご存じなんですよね。だけど、自分が例えば旅行者だった場合、本当に瞬時にわかるだろうかとかということが防災の視点にまた新たに入るわけで。住んでいるところを知っていても意味がないんだろうと、私は個人的に思うので。

そうすると、通行人でもそういう距離が何かわかるようなことが今後はできるんじゃないだろうかというような、多分、簡単なんですよ。だけど、そういうのは、じゃあ、ありますかというので。それが住民ならではの、簡単で明快なアイデアかと思うんですが、そういうご意見はありますか。

◎佐藤（幸）委員

みんな逃げていくんではないでしょうか。観光客は。この範囲は危ないといって。

◎新野議長

危ないというよりは、要するに発電所から何キロですとか、どの方角に発電所がありますのは、やはり防災の視点では本当は重要ですよ。それを以前は、どういう考えか、あまり表にはしてこなかったけれど、こういう時代になれば、そういうことが新たにできる可能性があるんじゃないかと思うと、そういうのが生活に根差した方の意見として、いかがですかということです。

◎佐藤（幸）委員

参考になって住民はすごく助かると思います。

◎桑原委員

桑原です。

私が冒頭、申し上げたように、情報がいち早く住民に知らせるべきやり方としては、高橋さんとか、いろんな方の案が出ましたけども、そういう中で、前回もそうだったんですが、例えばテーマを決めたら、そのテーマを、やはりこの1日の時間の中で少しでも積み重ねて、意見として集約ということではないですけども、こんな意見が出てきたということが、例えば防災計画の見直しの中に入れてもらうとか。例えば、今、言われた距離が自分のところはどうなんだ。例えば、自分が仕事をしている場が何キロなんだとかいうことも含めて、いつ、どこであるかわからないということも想定しながら、身近にみんながわかりやすいようなものの積み上げでないと、やっぱりまずいのではないかと思うんですね。

確かに、福島の検証ができないからどうだという話もあるし、また一部分的に情報を得て、いろんなことを考えられるのも、それはもっともな話だと思うんですが。今できること、そしてまた防災計画が出た中で不備があったり、例えば住民としてはこういうやり方がもっと必要なんではないかということも含めて、今できることと、そういうものが出てきた後でというようなことも考えて集約していかないと、意見の出っ放しで毎回終わるんじゃないかというような感じがするんです。

◎新野議長

ですので、今の段階ですと、まとめるに及ばない数しか意見が出ていませんので。

◎高橋（優）委員

よろしいでしょうか。申しわけないです。

もし、事故が起きた場合に、やっぱり一番大変なのは自治体の職員だと思うんです。避難誘導するのも、恐らく自治体の職員がまず第一に関わるんでないかと思うんですよね。だけど、福島の場合には、安全神話があったためにそういう原子力の放射能の危険性だとかというのは、自治体の職員はほとんど学んでいなかった。だから、避難する方向、避難を誘導するほうに風が吹いてくる方向にみんな誘導したというわけでしょう。今、それが問題になっているんですけども。

柏崎でも、やっぱり自治体の職員というのは、もちろん我々以上に防災の情報というのはやっていると思うんですが。住民が避難の訓練をするのも大事なんですが、自治体の職員というのは、さらにきっと新しいこの防災指針に基づいた訓練だとか、避難、誘導の仕方とかというのが、もっともっと第一義的に重要になるんじゃないかなと。

福島の場合には、自治体の職員は本当に何も知らされないで、適当といいますか、今の原災法では、事業者がまず国に報告してというのが義務づけられていますから、その方向というのは、その法律が変わらない限りは誰が情報を発信するかというのは、原災法で決まっているわけですから。だけど、一番、住民と向き合って避難、誘導をするのは自治体の職員ですので、自治体の職員の方たちの勉強というのは、本当に大事なのではないかなという気がいたします。

◎新野議長

意見として。

何回も繰り返して申しわけないんですが、せめて何かこんなふうなことがお願いでき

ないかというような意見になるんだったら、やっぱり事前に知っておくべきことがあるという中で、先ほども距離がありましたよね。そうすると、津波があるかもしれない、高低差も必要になってきますよね。自分が住んでいるところの標高がどのくらいなんだというようなことと、あとは気象のときにどちら側に概ねこの地域は風が夏はどこへ吹くんだらうとか、そういうことも本当は住民がきちんと知っておくことが重要なんだと思うんですよ。

自治体の職員の方を頼りにするのもいいんですが、いざとなれば、やっぱり自分の知識と情報が最終的な判断になるわけですので。

そして、「事前に知っておくべきことは」と言われたら、何をそれぞれの方は挙げられますか。何が本来は知らしめるべきなのかということ。

◎中沢委員

中沢です。

今、住民の視点に立った防災対策というか、そういう話がいろいろ出ていると思うんですが。私も今度の新しい防災指針ということでは、私が住んでいる刈羽村は予防的措置区域、PAZというふうな範囲に入ると思うんです。住民の方々というのは、事故が起きた場合に自分はどういう行動をとればいいのかと、どこに避難をすればいいのかというのが、あんまりわからないというか、そういう人が多いのではないかなと思います。

今まで、防災のしおりというのが配られていると思うんですが、これを読んでいる方というのは非常に少ないのではないかなというふうに思うんです。これは新しいのが出たら、やはり配るだけではなくて、各自で読んでもらうという個人に任すのではなくて、行政側が説明会みたいなのを開いて、きちっとそこで説明をする。防災対策の説明をするというのが、非常に私は大事な問題であるというふうに思うんです。

この説明会をする中で、いろんな住民の中で防災の意識も高まったり、また問題点もいろいろ出てくると思うんですよね。そういうことで、事故が起きた場合、どういうふうに避難をするのかというようなことが、理解できるというふうに思います。これが一つ。

あと、いろいろ事故が起きた場合の避難の方法とか、そういう問題を考えると、福島の場合は先ほどちょっと出たようなんですが、自家用車で避難する人がかなり多くいたということで、道路が渋滞して動かなかったという状況になったということですが、緊急の場合、避難道路というのが確保されていないというか、そういう実態なんで、やはり高速道路へ乗り入れできるような、そういうスマートインターとか、そういうのも設置したりするというか、そういうことも考える必要があるのではないかなというふうに思います。

また、さっき出ました原発事故の場合の避難指示の権限というか、そういう問題も一つ、私も考えているんですが。

前回、中越沖地震では、3号機の変圧器で火災が発生した。県は住民が避難をすればいいかどうかというのを、そういう判断を国に委ねたということなんですよ。そういうことから、地元ちゃんとした指示が遅れたというか、2時間も経ってからやっと連絡が地元に来たというようなことで、非常にそういう避難指示の権限というか、そういうものがどうなっているのかというか。

私は原災法で言えば、原子力災害の場合は、国の指導で自治体に屋内待機の勧告指示などを行うということで、勝手に自治体のほうで市町村でもって、これが、指示ができないというようなことなのか、それとも市町村もある程度、指示、権限があるのかどうかというようなことがちょっとはつきりわからないんですが。初期対応というか、そういう意味で非常に、これ、あとの連絡体制というか、避難指示の方法というのが大事なというふうに思います。

以上、そんなところです。

◎新野議長

ありがとうございます。

あと、もう1名か2名。

◎武本（和）委員

すいません、簡単に言います。距離の話ではなくて、私は福島は今、見ていると、年間1ミリシーベルト以上の場合には除染するという対象になりましたよね。そうすると、この1ミリシーベルトの範囲は、防災計画の対象にすべきだろうと。いずれにせよ、それが機運になれば、それにこしたことはないんで、その現実を踏まえれば距離というのは正確に、私はわからないけれども、福島の除染範囲は今回の対象区域にしてくれというのは言っておきたいと思います。

◎新野議長

そうなる福島はそれでいいですけど、柏崎はまだ汚染されていないので。

◎武本（和）委員

だから、福島でこの範囲を。

◎新野議長

ですよ。同じような検証の方法で、ここに置きかえたときにどの辺がということをきちんとされることが望ましいというご意見ですよ。そういうふうにお考えの方、いらっしゃるんですか。距離だけではなくて。

結構、皆さん同じように考えられますよね。それがSPEEDIなのかどうかわかりませんが、とにかく風向きで、距離ではない現象が起きてきているわけなので、それをきちんと踏まえた防災計画がなされるべきだというようなご意見が皆さん、概ねの方、ほとんどの方ですね。

◎高桑委員

それを踏まえた距離を出すと。

◎新野議長

そうですね。事前情報としては、距離も大事ですよ。これが何キロなのか。だけど、それだけではなくて。

◎高桑委員

距離を決めるときに、福島の前提を踏まえて距離を決めることが大事だということですね。

◎新野議長

そうですね。だから、それがもう一つ疑問なのが、福島というのが3月11日ですよ。11日なので、季節的なものがあるのかもしれないということですよ。今度、い

つ、どこで何か起きるときには、昼か夜か、冬か夏かというのがわからないので、事前に知るべき情報という中に、やはり季節的に何か大きな変動の、風向きとか、そういうものがあるのだったら、そういうことも地域住民はきちんと本来は知っておくべきではないだろうかというふうに私は思うんですが。それは皆さん、どう思われますか。

◎委員

そうですね。

◎新野議長

だから、そういうようなことをご意見としていろいろ言っただけだと、非常にまとまって。

◎高桑委員

そのときに参考にしながら考えたらいいと私も思っていますが、そのときに、今、福島で事故に遭ったのは総計どれぐらいのキロワット、ここでもし一つの号機が事故になったときにはどうで、もし関連してなってくることがあるとしたらどうなんだという。風向きも含めますけれども、そのときの事故の規模のところも、やっぱり考慮に入れていかなければいけないのかなど、違いがないのかもしれませんが、出力が大きければ、大きくなるのかなという心配もちょっとありますね。

◎新野議長

そうならば、納得のできる説明の中には、いろんな条件が、これは同じ、こうだから同じですよ。これはこれだから違うからこうしたんですよというようなご説明が入ったりすると、非常に納得が得られるということを感じていらっしゃる方が多いようですよね。

あと、何かご意見がありますか。

◎高橋（優）委員

すいません。今、武本さんが1ミリシーベルトを超える地域の除染の話をしましたけれども、日本の国土で今、どれくらい、何パーセントくらいですか。

◎武本（和）委員

3パーセント。

◎高橋（優）委員

3パーセントですか。原子力専門官、それでよろしいですか。

◎岡野副所長（柏崎刈羽原子力保安検査官事務所）

申しわけございませんけども、そのデータについてはちょっと私、今、把握しておりません。

◎高橋（優）委員

次回教えてください。

◎新野議長

では、そろそろよろしいですか。

何か、やっぱり防災というのは身近なだけけど、非常に難しい問題ですね。

1回では終わらないと思うんです。何回か似たような議論を重ねて、意見を皆さんからお聞きしてきた中で、皆さんから何か物足りない。発言が散漫だし、深まらないし、言いたいことも言う時間が取れないというような、いろんなご意見があったので、じゃ

あ、今回はこういうスタイルにしてみようというので提案してみました。

防災は間口が広いので、E P Zと情報に限りましょうとあって、議論をしてみたんですが、やはりなかなか難しいというのがわかりました。けれど、それだから逃げているわけにいかないで、また更に25日にも、この多分、延長線のような形で、どのような議論をすべきだというような形で、いろんなご意見をお聞かせいただければと思います。

今日は、まとまったような、まとまらないようなんですが、福島の検証は非常に、やはり大事だというふうに住民は考えているんだということと。事前に知っておくべき情報が多々ある中で、具体的には全部は羅列できませんでしたが、距離だけではなく、やはり風向きや地形の条件なんですかね。多分、そういうことからワーキンググループの方たちは、国一律の意見がなかなか出せなかったんだろうというふうに、私は個人的に解釈しています。

取りようによっては、逃げたというふうを感じる方もいるのかもしれませんが、ある別の取り方をすれば、やはりそれぞれの地域の特性に任せて、その熟慮をまた投げかけてくれるチャンスを与えてくれたんだというふうにも捉えられるので、前向きに考えればそちらで一生懸命、住民として議論を重ねるのも何かのお役に立つのではないだろうかというふうに思います。また次には、いろんなご意見を周りからもお聞きいただいて、ここで発信していただければと思います。ありがとうございました。

◎吉野委員

知るべきことというのは、柏崎市にある放射線監視センターが、柏崎市におけるSPEEDIの情報とか、風向きとか、それから季節においてと、そういうことは相当詳しく知っておられるので、機会があれば柏崎の放射線監視センターの所長さんなり、担当の方にやっぱり、勉強会で柏崎に何かあった場合にはどういうあれなのかということ、知りたいことを聞かせてもらうのもいいのではないかと思います。

◎新野議長

勉強の提案がありまして、いい提案だと思います。また、運営委員会で調整していきたいと思います。

では、これでよろしいですか。

◎徳永委員

徳永ですけど。

今日のテーマについては、先月の定例会で全部しゃべったから、あえて発言しませんでした。会長が最後に言われた、旅行者といいますか、この地域に住んでいない人が通りかかった場合というのは、確かにそうだなと思う。今でこそ新潟県内も津波対策ということで、各自治体もそれぞれの場所に、ここは津波が来ると何メートルですとか、危険区域ですとか、水位表示していますけど。随分前ですけど、北海道へ行ったときに根室の国道を通ったら、あの段階でもう既にこの地域は何メートルですというようなことで。

会長が言うように、例えばまた逆の風評被害が出るかもわからないけど、西山は原発から何キロです。116号線の交差点に全部つけられればいいものね。そうすると、旅の人、ああ、そういう場所なんだなというのがわかります。

それからですね。高橋さんが携帯電話の話をした。私、いつも思うんだけど、災害が起きるとすぐ事業者は発信規制しますよね。高橋さんの話を、なるほどなと思ったんです。今、エリアメールを使えば、逆にこの80万人、あるいは80万戸という言い方になるのかな。今日、総務省がないから、どう言っても意味ないけど。逆に、そのエリアの中は規制しないようなハードを備えていただければ、変えていいような気がしますよね。全国から来るのは規制してもいいんだけど、この中の人たちが一番大事な携帯電話で、今みたいな情報伝達をしていただければ、とてもいいなと思いました。

もう一つ最後、すみません。オフサイトセンターの話がありましたけど、今、言われたように代替がすぐ隣ということで、6.8キロです。新しいこのPAZで5キロですから、確かに離れてはいるけど、先月も言ったように、本当にあの三和町でいいのか。ひょっとして、上越あたりにつくっていただいたほうが今、テレビ会議システムとか何とやらも言っていますから、私はそういうような気持ちです。

すみません。長くなりました。

◎新野議長

ありがとうございます。

後半、すごく活発になって、あと1時間あればいい意見が聞けたかもしれません。

では、残念ながら閉じさせていただきます。

では、その他、お願いします。

◎事務局

長時間にわたりまして、大変お疲れさまでございました。

最後に、冒頭にも申し上げましたが、11月15日に次回の運営委員会の開催を予定しておりますが、10月から運営委員さん以外の委員さんから、お二人ずつこの運営委員会にご参加いただくことになっていきますので、次の11月15日の運営委員会に参加をご希望いただける委員さんが、もしいらっしゃればお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。なければ、五十音順でご都合を伺って出席いただくというようなことにしたいと思います。いかがでしょうか。

◎新野議長

日が決まっていますので、よろしかったら今、お手を挙げてくだされば。その前に、時間がないにはないんですが、前回、佐藤さんと浅賀さんでしたね。ほんの30秒でもいいですから、先輩として感想を。

どちらでもどうぞ。

◎浅賀委員

年上なので先輩で。

定例会前に文書でいただきます、毎回。それを読んでいると、やっぱり平面的なところしか伝わってこないんですけど、実際に参加させていただいて、こんなに綿密にお話しなさっているんだということ。

それから、定例会の運営に関して、随分配慮があるということを感じ取りました。大変なご苦労だなと思いました。

あと、視点に関しても、細かいところまで皆さんが議論なさるので、それにも感じました。

ありがとうございました。

◎新野議長

ありがとうございました。

◎佐藤（幸）委員

先輩と言ったのは、年齢のことではなくて、私より何年も先輩は先を歩いておられますので、そう言ったまでです。年齢は私のほうが高いかもしれません。

それはさておいて、ここの雰囲気は何もオブザーバーさんたちがいいとか、悪いとかではないんですけど、裏にこれだけ何か刺すような視線があると思うと、何かマイクを持つ手も震えるみたいなんですが。すごく和やかな雰囲気で、変な言い方だと、好き勝手なことを言っているというか。

視点も先ほど、おっしゃっていただいています。綿密に読み直しというか、そのように配慮をしておりますし、私にはわからないような問題がたくさんありましたけど、いい雰囲気だなと思って、皆さん、これから参加する方も嫌がらないで参加したほうがよろしいと思います。

以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。

では、いよいよ11月15日に夜、お時間のあいている方、お二人。いずれ回ってきますので。

では、いいですか。事務局がアイウエオ順だというふうにおっしゃるので、伊比さんかな。違うな、これは欠席だから、池田さんか。池田さんは今日はおいでにならないですね。では、欠席した人は次に送って、伊比さんと桑原さんかな。アイウエオ順で、今日、出席されている方の中からはお二人なので、ご都合が悪いですか。伊比さんはよろしいでしょうか。18時半から3時間ほどです。

では、一応、事務局のほうにお願いします。

佐藤直弘さんは、今日はおいでになっていますね。ご都合悪いですか。

高桑さん。よろしいでしょうか。15日。

◎高桑委員

大丈夫だと思います。都合悪ければ明日連絡します。

◎新野議長

そうですね。ご都合悪いと、順送りで次、高橋優一さんのほうへ回ることになりますので、よろしくお願いします。

では、事務局さん、すみません。そういうことで、お願いします。

◎事務局

長時間にわたりまして、大変お疲れさまでございました。

次回の定例会は、12月7日、水曜日、18時半でございます。

それから、今、申しあげましたように、11月15日に運営委員さんは、お集まりいただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、委員さんだけの意見交換会が11月25日の金曜日、18時半から予定しておりますので、ご予約のほうをお願いいたします。

それでは、第101回の定例会を終了させていただきます。大変お疲れさまでした。

◎新野議長

ありがとうございました。

例によって、運営委員さん、少しお残りいただければと思います。お願いします。